

お雇いドイツ語教師カデルリーの日本時代について —採用から退職、そして離日までの日々—

城 岡 啓 二

0. はじめに

1. 『御雇教師部類』のカデルリーに関する記録から
2. 『公文録』、『太政類典』の請求金事件の記録から
3. スイス総領事ブレンワルトの日記から
4. 南校を解雇された理由と『東京大学百年史』の記述について
5. おわりに

0. はじめに

ヤーコプ・カデルリー (Jakob Kaderli, 日本では Jakob Kaderly) は、日本最初のお雇いドイツ語教師であり、『カデルリー文典』と呼ばれるドイツ語教材を書いたスイス人である。城岡 (2007) はスイスで書かれたカデルリーの伝記 A. Walther: „Jakob Kaderli. 1827-1874.“ (Sammlung bernischer Biographien. 3. Band, hrsg. von dem historischen Verein des Kantons Bern. Bern, 1898, 363-376、本稿でカデルリーの伝記と言えはこれを指す) の発見を契機に書いたもので、他にも、各種の資料を利用してカデルリーの生涯と日本時代についてまとめた小論である。日本側資料としては『公文録』

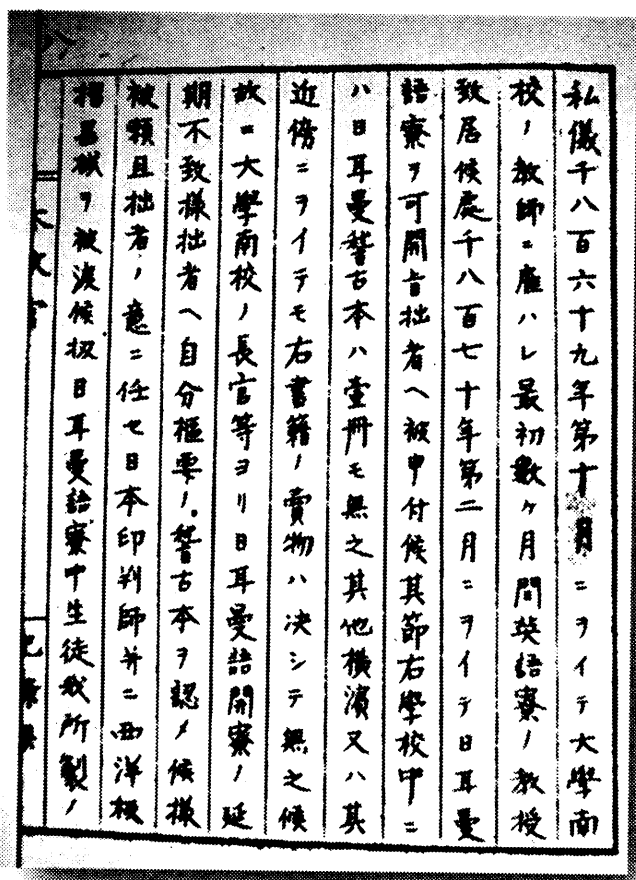


図1：『公文録』からカデルリーの書簡の一部

や『太政類典』や『御雇教師部類』の記述も利用していたが、その後の調査で、これらの国立公文書館所蔵のマイクロフィルム資料の活用が十分ではなく、実は、カデルリーについてのかなりの分量の記述が残されていることが分かった。この三つの資料は、これ以降、必要に応じて、「公」「太」「雇」と略記することにした。

『御雇教師部類』にはカデルリーのドイツ語教師としての最初の契約書が残されていたし、カデルリーは大学南校以前に、当初、開成学校時代に短期間英語教師として採用されていたと考えられるが、その採用に関する記録、それから、明治2年12月の冬休みに箱根へ旅行したときの外務省への問い合わせ文書や江戸時代の公用旅行のような先触れなどの書類が詳しく記録されていた。カデルリーは、伝記の目次では、Weltreisenderつまり世界旅行家という紹介のされ方であるが、お雇い教師としても開成学校、大学南校を通じて国内旅行を申請したのは旅行好きのカデルリーがおそらく最初だったのだと思われる。少なくともカデルリー以前の記録は国立公文書館の検索では見つからない。

『公文録』と『太政類典』では件名目録が作られていて、内容の検索が容易であるが、明治初年の公文書では西洋人の名前の扱い方がでたらめなので、名前では検索できない情報がかかなりある。『公文録』と『太政類典』のカデルリーについての記録で最大のものを城岡（2007）では見落としていた。退職時のごたごたについての記録で、かなり膨大な記録（『太政類典』で50頁と1行）である。基本的に同一内容であり¹、南校の満期解雇が判明してから1750元（ドル）²の超過勤務分の給料を南校や文部省に請求した事件の記録（以降、請求金事件と呼ぶ）である。

請求金事件のとき、スイス総領事として日本の外務省との間に入ったのがスイス総領事のブレンワルトである。カスパル・ブレンワルト(Caspar Brennwald)は、元治元年(1864)に結ばれた日本・スイス修好通商条約の準備と交渉のために来日した外交官だった人で、のちに横浜でヘルマン・シイベル(Hermann Siber)と共にシイベル・ブレンワルト商会を創立している。1866年から1878年までは、実業家であると同時に正真正銘のスイス総領事でもあった。スイス総領事館は横浜のシイベル・ブレンワルト商会の建物内に置かれていた。ネット上を検索していると、ブレンワルトが未公刊の『ブレンワルト日記』を書いていることが分かった。シイベル・ブレンワルト商会はその後の展開で現在は日本シイベルヘグナー株式会社になっている。日本シイベルヘグナーの広報担当のラヘル・ケギさんからチューリッヒのDiethelm Keller Holding AG³に『ブ

レンワルト日記』の原本が所蔵されていることやタイプ原稿も存在することを教えていただいた。ケギさんは、その上、Diethelm Keller 社に連絡して下さり、同社からタイプ原稿の無償提供を受けた。ここに記して、感謝したい。入手した『ブレンワルト日記』には、カデルリーについての記述が多く含まれていた。それどころか、カデルリーとブレンワルトは一時期はかなり親しくしていたのである。

本稿の目的は、これらの資料を元に日本最初のお雇いドイツ語教師カデルリーの採用から退職までの経緯を可能な限り明らかにし、退職後から離日までの日々についても現在分かっていることをまとめておくことである。

『公文録』、『太政類典』、『御雇教師部類』はすべて縦書きの手書き文書である。本稿では横書きに直して引用している。「左ノ如シ」は「下ノ如シ」、「右ノ如シ」は「上ノ如シ」と読み替えて理解されたい。現代使われていないような漢字は平易な漢字に改めたし、カナの合字はトキ、トモなどに改めた。また、本文に注記を入れるような場合に一行を縦に割って「毎一日殆ント平均三時半」と書いてから、「日曜日祭日トモ平均シ」という説明を字を小さくして記入しているような場合があったが、引用する場合は括弧に入れ、「毎一日殆ント平均三時半（日曜日祭日トモ平均シ）」のようにした。当時の公文書では外国人の名前の表記がとくにいい加減でカデルリーの表記なども様々であるが、いちいち「ママ」などのルビは付けていない。

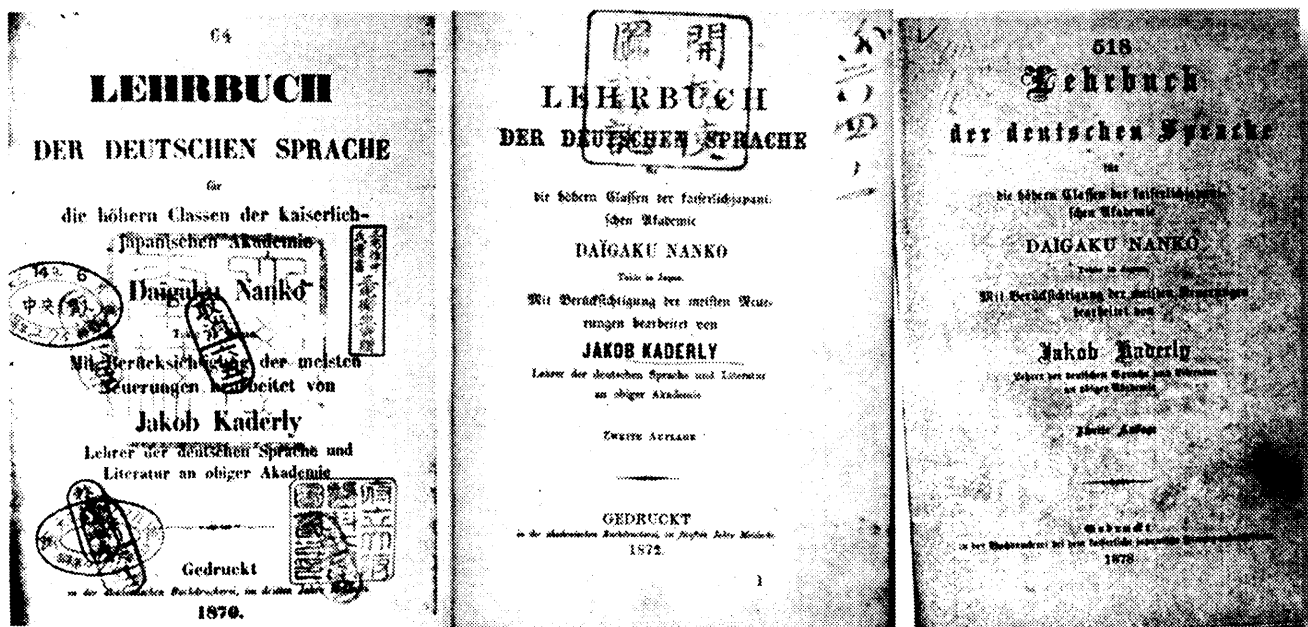


図2：『カデルリー文典』の扉。左から、大阪大学所蔵の初版(1870)、北海道大学所蔵の第2版(1872)、東北大学所蔵の第2版復刻版(1878)。

1. 『御雇教師部類』のカデルリーに関する記録から

『御雇教師部類』は、国立公文書館の解説では作成部局が太政官となっている。しかし、記入に使われている冊子は版心の部分に大学南校と印刷されている。おそらく、作成は大学南校で行い、後に太政官で保存されることになった文書なのだろう。明治2年12月以降の名称である大学南校が使われているのだから、少なくとも清書は明治2年12月以降であるはずだ。記録の内容は明治元年12月から始まっていて、開成学校時代の記録もあり、大学南校以前の情報も含まれている。国立公文書館で調査する場合には、『御雇教師部類』は、『公文録』や『太政類典』とは異なり、件名一覧も索引もなく、マイクロフィルムの中身を読みながら知りたい情報を探す必要がある。カデルリーの記録としては、開成学校から外務省にあてて出された採用伺いと大学南校との契約書と築地ホテルの滞在関係の記録と旅行関係記録が収められている。カデルリーの契約書で現存するものはこの半年分の契約書しかないようである。

【カデルリーの契約書】

松平大学別当君秋月大学大監君千石大学少監君及び加藤大学大丞君等日本政府二代リテ瑞士人ヤゴブ、ガデルリー君ト取結ブ條約左ノ如シ

第一條

一 同君ヲ一千八百七十年第一月二十四日ヨリ同第七月二十四日迄六ヶ月ノ間大学南校独逸語教師トシテ雇入候事

第二條

一 同君雇入中西洋形ノ家屋一棟貸渡スベシ尤家財食料等ハ政府ニテ関係無之事

第三條

一 同君俸給ハ一ヶ月洋銀二百元ト定メ日本ノ月末ニ可渡尤洋銀又ハ洋銀札共同君ノ意ニ任スベシ

第四條

一 雇入期限不満内ニ若シ日本府ニテ故障出来雇入相止候共期限丈俸給ハ直ニ相渡可申事

第五條

一 期限後猶可雇置見込之節ハ期限一ヶ月前ニ同君ヘ其旨ヲ可示事

第六條

一 学規其外伝習之事ニ付テハ都テ大学別当以下大少丞ヨリ談判ニ可及事

松平大学別当
秋月大学大監
千石大学少監
加藤大学大丞

お雇いドイツ語教師の雇用開始時期については、第一条に「独逸語教師トシテ雇入」の開始が西暦で1870年1月24日と明記されている。カデルリーの雇用開始の時期をめぐっては、従来から様々な記述が見られた。1月24日という日付自体は「雇外国人教師講師名簿」（東京大学未公開資料、『資料御雇外国人』の資料になっている）にあるものだが、明治3年1月24日とされていた。『東京帝国大学五十年史』（上冊）でもカデルリーの雇用期間は明治3年1月からとなっていた。どちらも間違いであることははっきりしていた。なぜなら、「大学南校雇教師瑞西国人カーデルリー相州箱根へ旅行」（太）という記録が明治2年12月19日付けで記録されているからだ。『御雇教師部類』の契約書からはっきりしたことは、「雇外国人教師講師名簿」の1月24日という日付自体は間違いではなく、西暦を和暦と取り違えた間違いであったということである。1870年1月24日は、当時は和暦と西暦には食い違いがあるので、明治2年12月23日である。上村（1985b:58）によると、「雇外国人教師講師名簿」とは別に『東京大学雇外国人教師、講師履歴書』（稿本）があるらしいが、そこにもカデルリーのドイツ語教師としての最初の契約が記録されていて、明治3年1月から7月までの6ヶ月間となっているということだがやはり西暦（太陽暦）と和暦（太陰暦）の取り違いである。

次に、契約書の第一条の契約期間が6ヶ月であることにも注意したい。契約期間6ヶ月というのは、横浜の居留外国人を採用する場合の採用方針だったようだ。大学南校は文部省成立後は南校と名称を変えるが、教頭として権力をふるったフルベッキは、「当地では、やや劣っている人々ですが、月二〇〇ドルで沢山雇うことができます。それは事実で、特に品性の点で、やや劣っていますが、それは英語の初歩を短期（六ヶ月）契約で教えることになるでしょう。」（『フルベッキ書簡集』、高谷道男編訳、新教出版社、1978、p.198、1871年5月20日付けフェリスあて）と書いている。一方、フルベッキがフェリスにアメリカからの呼び寄せのあっせんを依頼している教師は越前藩のものや肥後藩のものや南校のものがあるが、すべて契約は三年になっている。ドイツ語のお雇い教師としての大学南校への採用開始が明治2年12月23日であることは、「明治二年

己巳十二月中日耳曼語学教師として南校へ御雇入瑞西人カデルリー」(公、太：文部省伺い) という記述とも矛盾しない。しかし、実は、カデルリーはそれ以前に英語教師として開成学校に仮採用されていたと考えられるのである。『御雇教師部類』にはその時のものと考えられる記録もあり、「スキツル人 カデルリー右英語獨逸語等宜鋪旨フルベッキ申立候ニ付御雇致度存候御差支ハ有之間鋪哉」(10月19日付け、開成学校から外務省への伺い) となっている。しかし、契約書の類は残っていない。ドイツ語教師としての契約が明治2年12月23日だから、仮に10月19日前後の雇用だったとしても、数ヶ月程度しかないことになるが、これは当時十分あり得たことのようにである。ウキルソン宛ての文書に「為試ニヶ月雇入致シ其模様次第ニテ引続雇入相成候様申立取斗可申ト存候」(雇)とあり、2ヶ月契約になっている。試しに2ヶ月契約というのは短すぎるような気がするが、ウキルソン以外にもメールが2ヶ月の試用期間で採用されている。(明治2年)8月に開成学校が神奈川県にあてた書簡に「在留英人メール本町通六拾番に居る者教授志願之由にて當校へ罷出候に付一應面會仕候處至當之人物に相見候に付差向試として二ヶ月に取極御雇入致度御懸合申候」(雇)とある。英語教師として仮採用されたと考えられるカデルリーも6ヶ月よりは短い期間の契約だったのではないだろうか。10月19日付けの記録には英語教師として雇われたのか、ドイツ語教師として雇われたのか明記されていないが、当初英語教師だったことは南校退職時にカデルリー自身が書いた書簡(おそらく、誰かが翻訳したもの)からはっきりしている。カデルリーがブレンワルト宛に出した書簡には「私儀千八百六十九年第十月ニヲイテ大学南校ノ教師ニ雇ワレ最初数ヶ月間英語寮ノ教授致居候處千八百七十年第二月ニオイテ日耳曼語寮ヲ可開旨拙者へ被申付候」(公、太)と書かれている。カデルリーの書いた別の書簡でも「拙者千八百六十九年第十月南校へ参り」とあるから1869年10月に働き始めたことはカデルリーの勘違いということがなければ確実だと見なしてよいであろう。1869年10月は、和暦に直すと、明治2年8月26日から9月27日になる。外務省の採用の伺いは事後承諾を願い出たものだとすれば10月19日に外務省に伺いを出していても、矛盾はない。しかし、契約書が残されていないこともあり、英語教師として採用された時期を正確に決定するのは困難である。

英語教師としての採用とドイツ語教師としての採用の時期についてかなりはっきりしたが、そうすると、『東京開成学校一覽(明治8年、9年版)』の「東京開成学校沿革略史」の明治2年6月にカデルリーが採用され、独逸語学科が開設

されたという記録はいったい何なのか。城岡（2007：156-158）ではカデルリーがお雇いドイツ語教師となったのは「沿革略史」をもとに、明治2年6月採用と考えるのが妥当だろうと推定した。明治8年版と明治9年版の「沿革略史」は、字句の違いはあるが、基本的に同一内容で、明治8年版では「二千五百二十九年（明治二年）六月独乙語学ヲ加設シ瑞士国人「カデルリー」ヲ以テ教師トス」（図3）と書かれ、カデルリーの採用もドイツ語学科創設も明治2年6月と書いている。ドイツ語学の加設とドイツ語学科の創設は区別されている可能性もあるが、明治9年版の「沿革略史」には英文サマリーが付いているが、そこには、“In June 1869, a German Department was added to the school.”⁴と書かれていて、ドイツ語学科の創設が6月としている。開成学校にドイツ語学科ができたことを示す他の資料はないようだし、この時期にドイツ語学科が出来たということがあり得ないことは、公文書のドイツ語伝習開始の記録から読み取れる。「大学南校ニ於テ独逸語伝習ヲ始ム」（太）と件名が付けられ、明治2年12月18日に弁官あてに「来春ヨリ大学南校ニ於テ独逸語伝習相始候間有志ノ人々入学修業被差許候様府藩県へ御布告有之度候也」（公、太）という内容の「大学意見」⁵が出されている。この記録からドイツ語学科が作られ、学生を募集し、授業を開始したのは「来春ヨリ」なのだから明治3年1月以降ということが推定されるのである⁶。カデルリーは明治2年8月以降に開成

シ 二
瑞 千
士 五
國 百
人 二
「 十
カ 九
デ 年
ル 二
リ 明
」 治
」 年
ヲ 六
以 月
テ 獨
教 乙
師 語
ト 學
ス ヲ
加
設

図3：『東京開成学校一覽』（明治8年版）から

学校に英語教員として仮採用されたと考えられるのだから、『東京開成学校一覽』（明治8年版、9年版）の内容は事実ではなく、捏造されたものであり、明治2年6月にカデルリーがドイツ語学教師として採用され、ドイツ学の学科が開成学校に出来たという説（城岡 2007：156-157）は、否定されることになる。

ところで、英語もドイツ語もできると推薦を受けて開成学校英語教師になったわけであるから、英語教師の開成学校時代にもなんらかの形でドイツ語と関

わっていたことはあり得ると思われる。東京大学に残る松野礪農科大学教授の履歴書に開成学校お雇いスイス人のカトルリ氏にドイツ学の初歩を学んだとあることを上村(1985a)が指摘しているが、正課外でドイツ語を教えることがあったのかもしれない。

次に、開成学校から外務省への伺いに「フルベッキ申立候ニ付」とあることを考えてみよう。カデルリーの伝記には、「江戸は当時東京と命名されたが、彼は江戸のアカデミーの校長と知り合いになり、複数の自然科学科目の教師としてこの学校に採用された」と書いてあった。城岡(2007:192)では、この校長とは誰のことか推定し、「頭取の内田恒次郎か、学校の校務を担当した学校権判事の細川潤次郎のことになるとと思われる」と書いた。当時まだ教頭になっていなかったフルベッキではないだろうと考えたのであるが、『御雇教師部類』の記録を元にとすると、フルベッキだった可能性が高い。

『御雇教師部類』のカデルリーについての記録には旅行関係の記録もある。カデルリーは明治2年12月に箱根に旅行しているが、このための書類が記録されている。病気のため湯治ということにして、外務省に伺いを立て、太政官に申し出、付き添いを付け、藩の許可を求めて、しかも、江戸時代の公用旅行の規則にのっとり先触れなども出して、駕籠で旅行している。外国人にとっての日本国内の旅行は当時お雇い外国人にしか許されていなかったようだが、お雇い教師ならまったく自由に旅行できたというわけではない。明治4年の夏休みに南校教師8人(ウエイダル外七名)が日光、富士、熱海への旅行を行っているが、南校から弁官あてに出された伺いはすんなり認められているようである。しかし、これ以前にはお雇い教師とはいえ、簡単に旅行は認められていなかったようだ。『太政類典』によると、明治3年の12月からの冬季休暇中にカデルリーは伊豆熱海へ湯治、ワグネルは日光方面への旅行を願い出ている。大学が弁官に伺いを出している。12月23日付けの弁官の回答は、カデルリー(カデルと表記されている)の湯治は認め、ワグネルの日光方面への旅行については「日光表へ相越候儀相断候様可取計事」と却下されている。また、大学南校お雇い教師のダラスが銚子行きを希望したことがあったが、これの許可がなかなか降りなかったことが『御雇教師部類』に記録されている。大学南校はカデルリーに許可が降りたのだから同じように扱ってほしいと外務省に交渉したようだ。しかし、外務省の回答は、「瑞西教師カテルリー湯治行之振合ヲ以テ御取斗之由御申越候得共カデルリー儀全ク病痾ニ付為療養湯治ニ罷越候儀ニ候間無拋事ニ御座候此段ダラス之銚子行ハ遊歩之為メ可罷越之儀ニ可有之一体之規則

ニ響候間」(明治3年6月27日外務省回答、『御雇教師部類』)と、カデルリーの場合は病気のための湯治だからやむを得ず特別扱いしたので、遊歩のダラスの場合は規則に則って、「御取調免状相渡候上ニテ御免許相成候様有之度」と書いていて、取調べのための書類を渡した上で許可するという事になったようである。カデルリーはお雇い教師の期間に体調を崩し、明治3年11月に1ヶ月程度病気で休職したらしく、「南校雇教師独逸人カデルリー病氣ニヨリ横浜へ旅行ス」(明治3年11月)という記録が『太政類典』にある。その直後の明治3年の12月にも伊豆熱海に出かけているが(「大学南校ノ雇教師瑞西國人カデル外数名休業中旅行」、明治3年12月23日)、病気のため湯治という目的は本当だった可能性もありそうだ。しかし、明治2年冬の箱根行きは病気のための湯治ということで旅行を申請したものと思われる。このときには、最初は一人⁷で行くことになっていたのが、後から、ウキルソンとメーエルも同行することになり、大学南校は外務省から許可をもらい、駅通司に連絡しているが、書類上は、「當校御雇教師三人病氣ニ付今般箱根湯治相越度旨申出候」(大学南校より駅通司あて、(巳)12月19日)となっていて、三人とも病気ということになっているが、口実としか思えない。カデルリーは、他にも、体調不良を理由に築地居留地の築地ホテルに宿泊して(教師は学校内の教師館に居住していた)、築地ホテルから別手組という護衛付きで神田の大学南校に通勤したことが一時期あったことも記録されている。旅行記録の上ではカデルリーは病気ばかりしていたことになるが、実態はそれほど病気がちではなかったのではないだろうか。伝記には、日本国内の旅行について、「国家公務員としての立場のおかげで政府の庇護を受け、日本の奥地への旅行を何度も断行し」(城岡 2007:178-179)のように書かれ、病気のことにはまったく触れられていない。

最初のドイツ語お雇い教師との関連で重要な記録がまだある。ガローの最初の契約書である。日本最

五月佛人「ガロー」ヲ獨語學及文學教師トス

図4：『文部省年報』
(第1冊第1、明治6年)
から

初のお雇いドイツ語教師はカデルリーであるが、フランス人ガローが最初のお雇いドイツ語教師であると書かれることがあるが、この間違いは文部省の記録ミスから起こされている。明治6年に出版された『文部省年報』（第1冊第1）に最初のドイツ語お雇い教師についての間違った記述があり、「五月佛人『ガロー』ヲ独語学及文学教師トス」（図4）とされている。この間違いは、昭和13年に文部省内教育史編纂会でまとめられた『明治以降教育制度発達史』（第1巻）にも「明治二年五月開成所に於ては正則科中に獨逸語学を置き佛人ガローを獨逸学及文学教師とした。（文部省第一年報に拠る）」と書かれ、『文部省年報』で「独語学」とあったものが「独逸学」と微妙に異なる引用をされながら、文部省関係者の手によって間違いが引き継がれている。ガローが最初のドイツ語お雇い教師であり得ないことは、『御雇教師部類』に残されているガローの契約書からはっきりする。第四ヶ条には「右契約ハ明治二年五月一日ヨリ始リ六ヶ月間ヲ以テ期限トス」とあり、ガローが開成学校（大学南校の前身校）と結んだ最初の契約書であることが明確であるが、契約書の第一ヶ条には、「江戸学校ニ於テ法朗西語学ヲ教授センカ為メガロー君ヲ以テ教師ニ任ス」とある。フランス語学の教師として採用されたということである。

2. 『公文録』、『太政類典』の請求金事件の記録から

『公文録』と『太政類典』のカデルリーについての記述でもっとも分量の多いのは満期解雇後の南校、文部省との請求金事件の記録である。本稿の目的では、事件の詳細に立ち入る必要はないと思われるが、あらましかけは述べておこう。南校の満期雇い止めが決まってから、カデルリーは契約書に定められている1日あたり6時間の授業以外に、1日あたり2時間半以上の超過勤務をしたので、その分として、1750元（ドル）の支払いを求めたのである。病欠や休暇などの分の差し引きなどもした上で、かなり細かい計算書まで提出している。超過勤務の内容はいろいろあるのだが、大きなところでは、『カデルリー文典』を含めて3冊の教材の執筆がある。カデルリーは主張の根拠として契約書にある1日6時間以上の勤務を求めないという条項を盾にとり、あらかじめ支払いの約束はしていなかったことも認めた上で、超過勤務分の支払いをスイス総領事のシブレンワルト（C. ブレンワルトをシブレンワルトと呼んでいる）と外務省を通して日本政府に要求したのである。この1日6時間以上の勤務を求めないという条項は前章の『御雇教師部類』のカデルリーの最初の契約書にはなく、後から入ったものだと思われるが、詳細は不明である。南校や文部省はこ

の点についてはまったく反論していないので、あるいはその通りだったのかも
しれない。ただ、カデルリーの主張で奇異なのは、本来時給に単純に直すこと
ができないはずの給料を時給に換算して、超過勤務分の対価を計算しているこ
とである。

さて、記録の構成であるが、『太政類典』の見出しに日付を加えて、示してお
こう⁸。最初の文書は文部省の最終伺いで、正院あてのものであり⁹、明治5年4
月5日に出され、4月10日に承認されている。最終伺いの内容は、子供のけん
かの仲裁を思わせるような単純な内容であった。カデルリーが超過勤務分とし
て要求した1750元の金額自体は問題にしないで、まず増給分900元(カデルリー
は当初1ヶ月200元の給料が2度増給して300元になっている)は超過勤務分
であるという南校の主張を入れ、これを差し引くと、1750元が850元になる。
次に南校とカデルリーの両者の中間をとるということで、これを半額にして、
425元にし、中途半端な金額ということか、75元を加え、500元にするというも
のである。次の「外務省より問合」からの文書は、時間的にはさかのぼり、事
件の発端からの文書の交換が記録されている。一応の事件の解決が明治5年4月
10日に出されているとすれば、カデルリーがブレンワルトにあてて書簡を出し
た明治4年10月21日から半年近くかかっている。

なお、スイス総領事のブレンワルトへの通知文書があったり、カデルリーが
ブレンワルトあてに書いた書簡があったり、交渉の多くが文書で行われたかの
ような印象を与えるが、これはおそらく形式を整えたもので、実際には、ブレ
ンワルトと花房少丞(花房義質)や寺島外務大輔(寺島宗則、別称松木弘庵)
などは頻繁に会合していることが『ブレンワルト日記』で確認できるし(詳し
くは次章で述べる)、そもそもカデルリーもブレンワルトとの夕食の席で、南校
を首になったことや日本政府に対して1700ドルの請求をすることを伝えている
のである(『ブレンワルト日記』、1871年11月24日)。

【カデルリーの請求金事件の記録の構成】

- ・文部省伺…………… 5年4月5日
- ・伺之通…………… 4月10日
- ・外務省ヨリ問合(文部省宛)…………… 11月15日
- ・瑞西領事シブレンワルト来翰(外務大丞宛)…………… 1871年第12月6日
- ・瑞西人ジャコブカドルリー願(在日総領事シブレンワルト宛)
……………明治4年第10月21日則西洋1871年12月3日

- 外務省へ回答（文部省）……………辛未12月
- 文部省へ商議（外務省）…………… 2月19日
- 壬申二月十六日於当省花房少丞瑞西人カテルリーへ応接ノ大意
- 瑞西総領事シブレンワルド」へ通知（花房外務少丞）………… 2月
- 外務省へ商議（文部省）…………… 2月
- フルヘツキ意見…………… 2月
- 外務省ヨリ掛合（文部省宛）…………… 3月12日
- 瑞西総領事シブレンワルト来書（花房外務少丞宛）………… 1872年4月9日
- ヤコツズカトレー書翰（在日本瑞西総領事シブレンワルト宛）
……………1872年第4月5日明治5年2月27日
- 外務省へ商議（文部省）…………… 3月25日

図5が『公文録』と『太政類典』の請求金事件の記録の冒頭部分である。

カテルリーの請求金事件の記録の冒頭部分

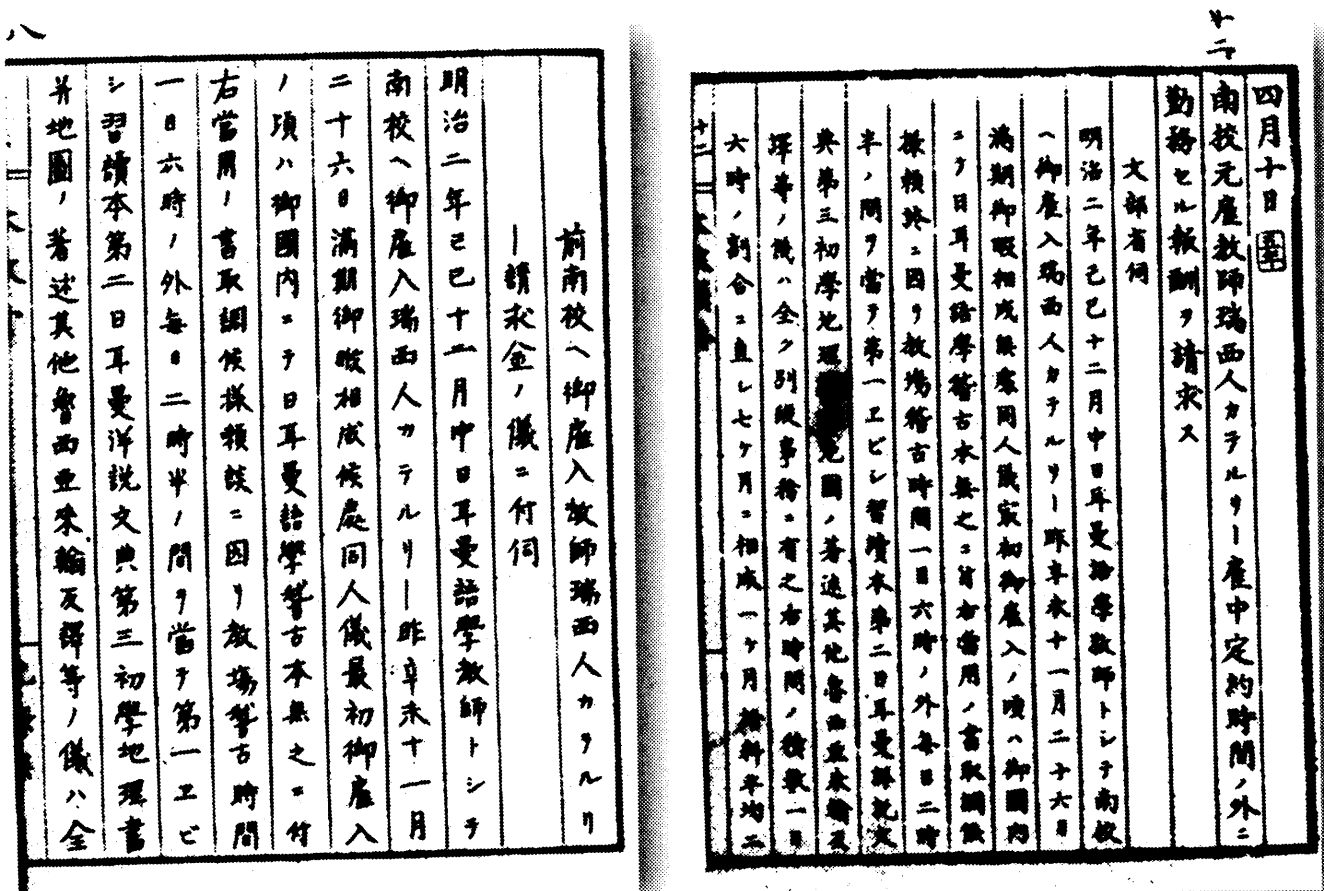


図5：左側が『公文録』で、右側が『太政類典』

記録には、カデルリーがスイス総領事のブレンワルトにあてた書簡が2通含まれているが、ドイツ系スイス人がドイツ系スイス人にあてて書いた書簡なので、当然ドイツ語で書かれていたと思われるが、公文書には日本語訳だけが記録され、翻訳者の名前はない。2通の書簡以外では、カデルリーが超過勤務時間に基づいて請求金の計算をした計算書の日本語訳が1通含まれている。また、外務省での話し合いがカデルリーと花房外務少丞との間で持たれているが、この時の応接大意のまとめには、カデルリーの見解をまとめた部分がある。以下では請求金事件の記録からこれらカデルリーに由来する文書を再録しておこう。再録にあたっては、『公文録』を基本にするが、文字が不鮮明な場合や『公文録』の記載が明らかに間違っている場合で『太政類典』の記載が正しいと思われる場合は、『太政類典』の記載を元に再現した。どちらの公文書も太政官で作成され、『太政類典』では『公文録』などからも編集された公文書とされているので、基本の記録は『公文録』なのかもしれないが、カデルリーの記述の実際から判断すると、必ずしも『太政類典』の記載は『公文録』をまとめ直したものとは言えないようだ。『太政類典』に数箇所ある「本ノママ」のルビがつけられた原本の誤記が『公文録』の記述と異なっていることからそれは分かる。

【カデルリーの明治4年10月21日付け書簡(必要に応じて、書簡1と略記する)】

私儀千八百六十九年第十月ニヲイテ大学南校ノ教師ニ雇ワレ最初数ヶ月間英語寮ノ教授致居候處千八百七十年第二月ニオイテ日耳曼語寮ヲ可開旨拙者へ被申付候其節右学校中ニハ日耳曼稽古本ハ壹冊モ無之其他横濱又ハ其近傍ニヲイテモ右書籍ノ売物ハ決シテ無之候故ニ大学南校ノ長官等ヨリ日耳曼語開寮ノ延期不致様拙者へ自分枢要ノ稽古本ヲ認メ候様被頼且拙者ノ意ニ任セ日本印判師并ニ西洋板摺器械ヲ被渡候扱日耳曼語寮中生徒我所製ノ文典書并初学書ニテ学業モ大ニ進歩致シ其人員百餘ニ及ヒ候後初学稽古本日耳曼ヨリ到着致シ候右書籍ハ戦争ノ為ニ滞リ大延着イタシ漸ク一年ノ後到着致候也然ルニ千八百七十年第二月末ヨリ千八百七十一年第九月迄次ノ稽古本ヲ認メ候為メ約定ノ教授時間六時ノ外ニ日々二字¹⁰半ノ間ヲ當テ出精罷在候

其一

エビシ并第一リートル習讀本

其二

日耳曼詳説文典

其三

初学地理書并地図

此外大学南校ノ長官等ヨリ右ニ云フ九ヶ月ノ時限中猶左ノ別段ノ事務ヲ被頼候處是又約定ノ稽古時限日々六時ノ外餘間ヲ以テ宅ニテ相務申候

其四

各週間毎週二一日四字ヨリ六字迄當時来着セル日耳曼究理家等渡来ノ為其通辨及ヒ補助ノ職務相務リ候様當國政府病院ノ医官司馬氏へ別段日耳曼学教授致候事

其五

各週日毎週二一日四時ノ間ヲ以テ先大学南校ノ大丞當時内閣ノ吏官ナル加藤氏へモ亦別段日耳曼語教授ノ事

其六

外務省ノ為メ魯西亞ヨリ来レル種々ノ公書類ヲ日本語ニ反譯イタシ候事

其七

健康術（シムナステック）稽古場及ヒ健康術ニ用フル諸道具等ノ画圖并ニ雛形製作ノ事

其八

学校ノ為メ種々書籍并天文究理術等ノ器械及ヒ地圖等ヲ取寄荷ヲ開キ器械ヲ組立其長官等へ取出シ候事斯テ拙者今日ニ至ルマデ未タ右別段ノ事務ニ付其給料ヲ請取不申且通常約定稽古時間ノ外餘計ニ仕事ヲ為致候教師へハ其一ヶ月或ハ一カ年給料ノ割合ヲ以ソノ時間ニ應シ約定ノ外ノ勤務ニ別段給料ヲ可拂ハ海外一般官校又ハ私塾ノ通法ニモ有之候へハ彼長官等力頼ニヨリ前條十九ヶ月ノ時限中我餘間ヲ以テ宅ニテ相務候別段事務ニテ下條ノ勘定書ヲ貴下迄差出申候拙者右別段ノ事務ヲ可相勤旨被頼候節別段給料ヲ被拂候哉否若シ哉ヲ相尋候ハ、恐ラク彼学校ノ長官等且日本政府ノ意ニ逆フ事必然ト存シ其事ヲ取極ス拙者実意ヲ以テ相務候ハ、是ヲ報酬セサルヘシト思ヒ相勤候事ニ御座候然ルニ是迄右学寮ノ為メ且日本ノ開化ヲ助ケンカタメ夜中マテモ勉励イタシ此身ノ健康ヲ害シタランヨリハ寧口餘間ニ日本語ヲ学ヒタランニハ故ナク南校教師ノ職ヲ失ヒ候今日ニ至ル共是迄給料ヨリハ毎月百亦ハ二百元モ多キ給料ヲ得ル在謝¹¹ヲ得ル事容易ナルヘカラス尚亦千八百七十一年¹²第二月ヨリ数週日前迄日本人助教方十人又ハ十二人ニ毎週六字ノ間文典歴史地理書窮理書等ヲ教授イタシ候ヘトモ右ハ下條中ニ書入無之且右教授ノ為メ別段ノ給料ヲモ相要メ不申候其故ハ拙者彼等ヲ教

授イタシ候様彼長官等ヨリ被頼候儀無之只我意ヲ以テイタシ候事ニ有之候
其餘拙者カ給料ヲ要スル所ノ前條格段ノ事務ハ大学南校ノ長官加藤并町田
大丞ノ両君ヨリ別段ニ被相頼其中兩三度ハ右長官等ヨリ直ニ被相違其他ハ
都テ日耳曼学寮ノ大助教ニテ兼テ其長官等ト右寮中ノ教師トノ間ヲ被取扱
候近藤氏ノ手ヲ経テ被申通候尤此寮其長官等カ役所ヲ置ケル英仏学寮ヨリ
ハ其距離七町餘モ有之候斯テ纒¹³カノ隔絶ナルニ右様ノ命令等其長官ヨリ直
ニ可被達ヲ大抵常ニ近藤氏ノ手ヲ経テ被申通候拙者外教師同一ニ給料増方
有之候ハ一ハ前條ニ言フ助教方ニ内々教授致シ候タメ一ハ我カ職務ヲ勉励
イタシ生徒モ速ニ進学イタシ候為メノ給料ニテ前ニ拳タル別段仕事ノ為メ
ニハ無之ト存候就テハ拙者日本政府トノ定約第六章ニ左ノ趣キヲ載セタリ
大学南校長官等ハ其学校ノ規則并ニ教授ノ方法ヲ立ル且彼等ノ断ニ依
テ之ヲ改ムヘキ權ヲ有ス併シ一日六時（西洋）ヲ限り此餘教師ノ勤務
ヲ要ムヘカラス

前章ニヨリ約定イタシ候拙者ノ事務ハ一日六時ノ教授ニ限り候且同章中明
了ニ彼長官等ヨリ決シテ一日六時ノ外勤務ヲ要ムヘカラサル旨ヲ示シ有之
處十九ヶ月ノ間彼長官等ノ頼ニヨリ一日六時ノ所八時半ノ間ヲ相務候ニ付
毎日二時半ノ間ハ下條ニ掲クル如ク別段給料可請筈ニ有之且此定約ニ付彼
大学南校ノ長官ハ日本政府ヨリ其權ヲ與ヘラレタル名代人ニ有之候ハ日
本政府ヨリ右ニ付一千七百五十元ノ高ヲ御拂被下候様奉願候當國ニ於テ瑞
西聯邦総領事ナル貴下ヘ訴訟申上候間右金高ヲ得候様宜シク御處置有之度
奉願上候以上

明治四年第十月二十一日則西洋千八百七十一年第十二月三日東京大学
南校ニ於テ

瑞西人

シヤコブカドルリー¹⁴

日本ニ在ル瑞西聯邦

惣領事

【一日2時間半の超過勤務としてカデルリーが提出した請求金の計算書】

大学南校ノ長官等ヨリ別段ノ頼ニ依テ千八百七十年第二月末ヨリ千八百七
十一年第九月末迄定約ニテ取極タル稽古時間六時ノ餘ヲ以テ宅ニテ相務メ
候前段訴訟ノ別段事務ノタメ日本政府ヨリ拙者ヘ請取ヘキ金高勘定書左ノ

通り

- 一 千四百二十四時（西洋）（月数十九ヶ月毎月三十日トシテ日数五百七十日ノ間毎日二時半（西洋）ノ別段仕事アリ其時数毎高之ヲ毎月定式稽古日数二十五日稽古時間六時（西洋）即チ一ヶ月稽古時数百五十時（西洋）ニ直シ其月数九ヶ月ト十五日トナル）

内

七十五時 千八百七十年 夏 三十日 休業
五十時 千八百七十一年 冬 二十日 休業
七十五時¹⁵ 千八百七十一年 夏 三十日 休業

×二百時則一ヶ月ト十日引

残り八ヶ月ト五日

- 一 一ヶ月給料平均二百五十元トシテ

八ヶ月分 但シ五日不加

×洋銀二千元

内

二百五十元（昨年末為保養横濱へ参り候ニ付留守中給料引）

残り洋銀千七百五十元也

又曰拙者每一日殆ント平均三時半（日曜日祭日トモ平均シ）勉勤致シ候へハ每一日三時ト相定メ候トモ宜候へ共若シ右勘定書ノ信ナル事ヲ可證旨被要候節可被得其儀様我勤務ノ時間ニ多ク有余ヲ與ヘンカ為メ唯二時半ト相認メ置申候

明治四年第十月二十一日則西洋千八百七十一年十二月三日東京大学
南校ニ於テ

シヤコブカテルリー

【明治5年2月16日の花房外務少丞との話し合いからカデルリーの見解】

話し合いの要点をまとめた記録から花房外務少丞が文部省の考え方を説明している部分は省略し、カデルリーの意見が二つにまとめられているので、見解1と見解2として採録しておく。

〔見解1〕

彼云其時不申立トモ成功ノ上ハ必ス謝酬可有之儀ハ世上一般ノ常ナレハ豫メ謝酬ノ約束ハ不致トモ必ス報ハアルヘシト信シ後ニイフヘキ積リナリ譬

へハ衣類履等ノ仕立ヲ相頼ミ其節仕立テ手間ハ何程ナルヤヲ不問トモ其出来ノ上ハ彼ヨリ何程ナルト申立ルハ一般ノ常ト心得先前豫メ宿約ハ不致儀ニ候相手ハ日本政府ナリ予ハ貧窮人ナリ何ソ其仕事ヲ唯奉スル理アラシヤ

〔見解2〕

何ニト御談論ナレ共反復申上候通定約ニハ一日六字間ノ事業ト定メ有之増給料モ則此事業ノ為ニ受取候是ハ外教師店番同様ノモノ等モ受取居候高二テ決シテ過當ニ無之就テハ拙者右時限外毎日二時又三時ノ事業ニハ聊モ報酬ヲ得サル儀明了ニ有之候故矢張千七百元餘ノ謝酬¹⁶不被下候テハ¹⁷承服仕兼候別段増給ヲ別事業ノ為ノ報ト申事始メニ承り候ハ、拒ミタルニテ可有之今更被申聞候トモ承諾ハ致シ難ク候約定ニハ前ニモ申タル如ク定時限アリテ右別段ノ命アリテ其時限外ニ勤メタリ然ルヲ何報酬モナク却テ放逐セラレシ¹⁸ハ全ク教師中忌ム人アリテ讓シタルヨリ起レリ再度ノ書面モ差出シ尚御取揚無之ハ此上ハ我総領事¹⁹ヲ經テ本国政府へ申立其処置ニ任セ候外他事無之候

【カデルリーの明治5年2月27日付け書簡(必要に応じて、書簡2と略記する)】

明治五年第二月十九日附ヲ以テ外務省ヨリ被申越候趣去西洋三月十八日貴翰ニテ御達相成依之拙者第三月二十三日ニ東京外務省へ罷出候處其節花房外務少丞外務卿ニ代リ彼大学南校長官ヨリ別段ノ需ニ應シ十九ヶ月間右学校ニテ相務候餘分仕事ノ勘定一千七百五十元ノ金高ノ為日本政府へ對シテノ我請求²⁰ノ儀ニ付面談被致候對テハ右ノ儀談判ノ折柄大学南校ニ於テハ我兩度ノ増給料ヲ前條別段事務ノ勘定トシテ請取候代金ナリト拙者相心得候様被致度ト相見申候へ共右ノ儀ニ付兼テ貴下へ呈上致候我兩度ノ書簡²¹中巨細申述候譯ニテ我訴願スル處無論正理ニ候へハ拙者ニ於テ右様承引難相成候其由左ニ申述候

第一

我給料ハ全ク定約ニテ取極メクレタル如ク唯一日間六字勤勞ノ勘定ニテ絶テ餘分事務ノ為ニ無之候

第二

大学南校長官ヨリ雇入ノ我定約面ニ決テ一日六字間以上ヲ要ムヘカラストアルニ拙者一日八字半ノ時間ヲ相勤候處右ハ日本政府ノ名代人トシテ大学南校ノ長官ヨリ右様可勤旨被相頼候事ニ御座候

第三

南校ニ於テ拙者冥加ノ為メ右餘分ノ仕事ヲ勉候様被心得候ヘ共拙者日本政府ノタメ右仕事ヲ冥加ニ相勤候積リニハ無之候且拙者若シ富有ニシテ日本政府ヘ冥加ノタメ報謝ヲ受ケス勤務イタシ候ヨリハ拙者相勉候仕事ノ為メ日本政府ニ於テ其報謝ヲ被遣候方尚一層面目可有之存候乍併日本政府ニ於テ若シ冥加ノ為メノミニテ拙者相勤候事ヲ希望被致候ヘハ相對ノ事ト被思召候ヘハ凡ソ二十三ヶ月間毎日一字間ツ、拙者ノ助教十人乃至十二人ノ者ヘ日々別段稽古ヲ授ケ候義²² 政府ニテ推察可有之筈ニ有之右ハ全ク拙者ノ勝手ニ稽古イタシ遣候義ニシテ長官ヨリ被望候義ニハ無之右稽古ノ義ハ拙者訴訟ノ箇條ニハ無之候拙者請求致候餘分ノ仕事ト申ハ全ク大学南校ノ長官ヨリ御頼相成候事務ニ有之候

第四

南校長官ヨリ拙者餘分仕事ノ料トシテ給料加増相成候義ニ候ヘトモ右ハ拙者ヘ御談合²³ モ無之且拙者一向ニ承知不致義ニシテ全ク長官ノ了簡ニテ被致候事故此儀ハ甚タ其道理ナキ事ニシテ先方全ク無法ニ可有之候然ルニ拙者ノ請求ヲ不正ニ落サレル²⁴ 企ニ可有之候假令ハ拙者書肆ノ書籍ヲ売却セント欲スルトキハ其代価ヲ決メテハ拙者ノ随意ニハ不相成必ラス右書肆ノ権ニ可有之候如何ナレハ右書物ノ持主ハ書肆ナレハナリ又ハ拙者日本人ヲ雇イ大骨折ヲナサシムルニ其手間料相当ト思フ處ヲ拙者氣儘ニ與ヘ候義難相成候必ラス其人ノ求ル處ヲ問ハサルヘカラス是其仕事ニ費シタル時刻及ヒ骨折ハ彼ニ属スレハナリ故ニ南校ノ長官行フヘキ至當ノ所置ハ先以テ拙者ヘ御話合有之儀ニ候萬一長官簡テ教授ノタメ約定致候給料耳ニテ拙者ヘ餘分ノ仕事ヲセヨト被申候節ハ拙者明カニ右餘計ノ仕事ノタメ別段ニ其料ヲ拂フヘキ請合可有之ニ非サレハ右餘分ノ仕事ハ相断リ可申候拙者千八百六十九年第十月南校ヘ参リ候節拙者能勉強シテ奉職イタシ候ヘハ給料増加可有之旨ノ約束モ有之其節餘分ノ仕事ノ義ハ一切話モ無之且存モヨラサル事ニ候其後文部卿并南校ノ人ニモ知ル通り拙者勉強シテ能ク奉職致シ且拙者ノ給料モ兩度加増ニ相成候尤モ相勉候餘分ノ仕事ハ拙者職務ノ中ニハ無之候此儀ハ拙者ノ約定書面モ明白ニ有ラハ且一ノ職務ノタメ別段ニ取極メ候給料ノ高ハ外ノ仕事ヲ致シ候料ニハ相成申間敷候右ノ儀ハ日光ノ如ク明瞭ナル事ニシテ偏頗ナキ人ナラハ誰ニテモ容易ニ了解スヘキ事ナリ

第五

南校ノ長官勝手ニ拙者ノ有スル處ノ学問并十九ヶ月間一日ニ二字半ツ、

ノ時間ヲ日本君主外務省大学南校等ノ利益ノタメ費サシメタリ拙者餘分ノ
仕事致シ候時間ト條約面ノ給料ト比較ヲ以其金高ヲ請求致候儀ハ至當ト存
候右外国ノ大学校等ニ於テ其学校ノ為メ又ハ其他政府ノ為メ餘分ノ仕事ヲ
相勉候義²⁵ハ儘有候事ニシテ其節ハ兼テ約定致シ候職務ノタメ可拂年々²⁶又
八月々ノ給料ニ比較シテ右餘分ノ仕事相勉メ候時限ノ報謝ヲ払ヒ候事一般
ノ儀ニ有之候

第六

南校ニ於テハ拙者餘分ノ仕事相勤候タメ九百トル御遣シ被成候趣ニ候ヘ
トモ右九百トルノ受取南校ニ御所持有之候哉如何文部省及大学南校ニライ
テ約條通りノ職務拙者勉強シテ之ヲ奉シ且拙者報謝ヲ望ミ候餘分ノ仕事ヲ
相勤候事モ御承知ノ儀ニ可有之候約條面ノ職務ト餘分ノ仕事ハ全ク両端ニ
シテ別々ニ御所置可有之儀ニ候故ニ其内一ノ職務ノ給料ハ他ノ仕事ノ報謝
ト一ツニハ相成不申候南校ニ於テ約定面通りノ拙者給料月々ノ受取ハ御所
持可有之候ヘ共餘分ノ仕事ノ謝タル九百トル御渡被成候受取ハ無之儀存候
右様ノ儀ハ曾テ無之事ニシテ南校ノ方ニ道理ハ一切無之事ニ候初メ拙者餘
分ノ仕事ヲ被命タル時ハ日本政府ヨリ申シ陳ラル、通り右別段骨折料ヲ拙
者ニ於テ取極メ不申実意ヲ以テ其仕事ヲ引受実ニ拙者ノ健康ヲ害スル程晝
夜勉勵致候尤拙者快ク之ヲ相勤候ヘハ右仕事ノタメ其勘定ヲ得ルニハ左程
六ヶ敷トハ存不申候附テ我カ言フ所ノ條理ハ無論明白ニシテ疑ヒヲ容レサ
ル處ニ可有之候右同伴ニ付既ニ貴下ヘ呈シ候ニ通ノ書翰ニ申上候増加トシ
テ此書翰中ニ申述候件々ノ正當ナル事ヲ日本政府ニ於テ了解無之ニ付テハ
其公平ノ處置ヲ受候タメ骨折候事ハ無益ノ義ト存候故ニ拙者貴下ヘ相願ヒ
外務省ヨリ拙者ノ三冊ノ書物御返却有之候様御依頼申上候右得貴意度早々
如斯御座候以上

千八百七十二年第四月五 横浜

明治五年二月二十七日 ヤコツズカトレー

日本在留瑞西聯邦

総領事

シブレンワルト

貴下

請求金事件の記録は、翻訳とはいえ、カデルリー自身が書いているために、
カデルリー自身についてと大学南校や南校のドイツ学についての多くの貴重な

情報を提供してくれる。

最初にカデルリーが請求金の基礎にしている 19 ヶ月という期間について考えておきたい。これはドイツ語のお雇い教師だった期間とは異なっている。『御雇教師部類』や東京大学の「傭外国人教師講師名簿」から判明している契約と再契約の期間は以下の通りである。1 回めの契約については、既に 1 章で述べたように、「傭外国人教師講師名簿」は間違っているので、『御雇教師部類』の契約書の西暦の契約期間を和暦に直した。2 回め以降の期間は、『資料御雇外国人』にあるもので、東京大学の「傭外国人教師講師名簿」のデータである。

1. 明治 2 年 12 月 23 日～明治 3 年 6 月 26 日（6 ヶ月間）
2. 明治 3 年 6 月 26 日～明治 3 年 11 月 26 日（5 ヶ月間）
3. 明治 3 年 11 月 26 日～明治 4 年 5 月 26 日（6 ヶ月間）
4. 明治 4 年 5 月 26 日～明治 4 年 11 月 26 日（6 ヶ月間）

合計約 23 ヶ月であり、「大学南校教師トシテ殆ソド二ヶ年ノ間雇ハレ居候瑞西人」（公、太：ブレンワルトの外務省あて書簡、1871 年 12 月 6 日）とも合致しているし、カデルリー自身が通常の授業以外で日本人助教師に対して行った授業について「凡ソ二十三ヶ月間毎日一字間ツ、拙者ノ助教十人乃至十二人ノ者へ日々別段稽古ヲ授ケ候」（書簡 2）と書いていることとも符合する。それがなぜ 19 ヶ月なのだろうか。請求金事件の計算書の冒頭で 19 ヶ月の内容を詳しく「千八百七十年第二月末ヨリ千八百七十一年第九月末迄」と書いている。和暦なら、明治 3 年 1 月末から明治 4 年 8 月中旬までということになる。この期間を元に考えると、ドイツ語学科の通常の授業が行われた期間という解釈の可能性が高そうである。前年の 12 月 18 日弁官あての大学伺いに「来春ヨリ大学南校ニ於テ独逸語伝習相始候」（公、太）とあるのは、授業開始が 1 月末からであってもおかしくはない。また 8 月中旬までと言う期間も、明治 4 年に文部省が出来てから、学制改革で南校は一旦閉鎖された事情を考えると十分可能性はある。一時閉鎖の状況がはっきりしないので、縮小しながら一部授業が 8 月中旬まで続いたということもあり得るのである。『東京帝国大学五十年史』（上冊、p.151）に「同年（＝明治 4 年）七月本校の一時閉鎖せらるゝや貢進生制度も廃せられ、貢進生は総て退学を命ぜられ、同年十月本校再開学と共に、其の中優秀なる者選抜せられて入学を許可せられたり」とあり、この書き方では一時閉鎖は 7 月になるが、文部省から学校への閉鎖の通知は 9 月 25 日付けで出ている（前掲書、p.182）。したがって、夏休み明けの 8 月中旬位までは、生徒が学校に残っていて、

通常の授業が行われていた可能性は排除できない。

さて、請求金事件の記録からカデルリーやドイツ語学科について読み取れる情報を箇条書きしてから、それぞれの点について補足すべき点を書き足すことにする。

- a. カデルリーが司馬凌海と加藤弘之にドイツ語の個人レッスンを行ったこと。
- b. 開成学校にドイツ語の教材が全くなく、普仏戦争のためにドイツから図書がまったく輸入できなかったこと。
- c. カデルリーがドイツ語教材を三冊作成したこと。
- d. 日曜日以外は毎日6時間生徒への授業を行い、一般の生徒の授業後に日本人「助教」を対象に1時間の授業を行ったこと。
- e. 外務省のためにロシア語文書を日本語に翻訳したこと。
- f. 運動場や運動用具の図を書いたり、運動用具の見本を作製したり、学校用の書籍や天文・物理関係の機材や地図を注文し、届いた機材を組み立てたこと。

(a) については、我が国の本格的なドイツ学の創始者とされる三人のうち市川兼恭（齋宮）を除く司馬凌海と加藤弘之に対してドイツ語の個人レッスンを行っていたことが明確になった。「各週間毎週ニ一日四字ヨリ六字マテ当時来着セル日耳曼究理家等渡来ノ為其通辨及ヒ補助ノ職務相務メ候様当国政府病院ノ醫官司馬氏へ別段日耳曼学教授イタシ候事」。語学の天才と言われた司馬凌海がヨングハンに半年ぐらい教わっただけでドイツ語の通訳ができるまでになったという逸話がある。しかし、東京府に提出されたドイツ語塾春風社の開学願書には「ヨングハン」の名前はなく、司馬がドイツ語を習ったとして名前をあげているのは「ギリデマイストル」と「サンドル」と「カドリー」である²⁷。公文書の記載で司馬凌海が毎週二時間カデルリーから個人レッスンを受けていたという学習の実態が明らかになった。語学の天才と言われる司馬であるが、ネイティブスピーカーから熱心に学ぶという外国語学習法を取っていたことが分かる。なお、「日耳曼究理家等渡来ノ為」と書かれていて、ドイツ人物理学者が来るためとカデルリーは書いているが、一般には、明治政府がドイツ医学の採用を決め、プロイセン政府に依頼をしていた医師ミュルレルとホフマンのことを指していると考えられている。この二人の軍医は、普仏戦争のために来日が明治4年8月まで遅れている。加藤弘之については、「各週日毎週ニ一日四時ノ間

ヲ以テ先大学南校ノ大丞当時内閣ノ吏官ナル加藤氏ヘモ亦別段日耳曼語教授ノ事」とあるから、毎週4時間もレッスンを行っていたと述べている。加藤は大学大丞から文部大丞になり、その後明治4年10月8日に外務大丞になっているが、おそらくこの頃にカデルリーの満期解雇が決まったはずであり、請求金事件でスイス総領事の書簡が外務省にはじめて届いた日1871年12月6日は、単なる偶然かもしれないが、加藤が外務大丞を辞職した日の明治4年10月24日²⁸でもある。カデルリーやカデルリーの起こした騒動については何か書き残していてもおかしくはないが、今のところ、何も見つけていない。

(b) については、大学南校には加藤弘之、近藤鎮三、相原重政²⁹（松波升次郎）がいて、この三人は少なくとも幕末の開成所のドイツ学のメンバーであったことは間違いない（篠田隆興については、注31参照）。幕末の開成所の明治以降の後継学校である開成学校にドイツ語の学科がなかったことや、ドイツ語の学科がないにも関わらずドイツ学関係者が採用されていることの経緯は不明である。もっと不可解なのは、幕末の開成所ではドイツ語関係の教科書が作られ、オランダからも輸入され、静岡県立中央図書館葵文庫に伝わっているが、大学南校にはまったくなかったという意外な事実である。普仏戦争のためにドイツから図書がまったく輸入できなくなり、カデルリーがそのために教材作成を命じられている。ドイツからの図書の輸入が再開後に入ったシェーフエルの文法書などが、ドイツの小学生向けの文法書であり、『カデルリー文典』にも外国人向けの文法書としての利点があったことも指摘しておかなければならない。

(c) については、「エビシ并第一リートル習読本」は、題名から判断すると、初級読み書き入門書ということになるが、大学南校から出版され現存するものから可能性があるものを探すと、Die ersten Lectionen der deutschen Sprache（訳すと、「最初のドイツ語レッスン」）しかない。著者名も序文も日本語の題名もない教科書で、内容はドイツ語圏で出版された絵入りの読み書き入門書から、編集したものだと思われる。「日耳曼詳説文典」は同じく1870年刊行の『カデルリー文典』のことだろう。「初学地理書并地図」は現存が確認できないが、『新刻書目一覧』（明治4年）に『官板 独乙地理書』（一冊）が予告されているので、これだと思われる。カデルリーの著書が3冊ということで、1871年刊行の大学南校の教材も静岡県立中央図書館葵文庫に二冊現存するが、カデルリーが著者である可能性はこれで消えたことになり、城岡（2006）で想定したように、ワグネルが主体で作成された教材ということになるだろう。なお、カデルリーは請求金問題が思い通りにならないのにしびれを切らしたのか、自分が執

筆した3冊の本の返却を外務省経由で依頼している。「拙者貴下へ相願外務省ヨリ拙者ノ三冊ノ書物御返却有之候様御依頼申上候」(書簡2)。実際に南校に残っていたカデルリーが執筆した教材がすべて返却されたかどうかは分からないが、『官板 独乙地理書』が現存しないのも、東京大学総合図書館には完全な『カデルリー文典』はなく、240ページで終わっている不完全なものしか存在しない³⁰のも返却したためなのかもしれない。山岸(1939b)によると、明治5年にカデルリーに無断で出版されていた『カデルリー文典』の再版をめぐってカデルリーから南校が抗議を受けていたことが南校文書で確認できるらしい。請求金事件の交渉が終わった後であり、カデルリーの出国を間際に控えた時期である。

(d)にあるように、週休1日で1日で6時間の授業が課せられていたようである。これだけでもかなり大変だと思うが、「凡ソ二十三ヶ月間毎日一字間ツ、拙者ノ助教十人乃至十二人ノ者へ日々別段稽古ヲ授ケ候」(公、太)と書いている。カデルリーは「助教」と書いているが、ドイツ学の日本人助教師は相原重政、川上正光、山村一蔵が明治5年頃の南校の時間割に見つかるが、他にも、長官との連絡役としてカデルリーの書簡に出てくる近藤鎮三がいたし、篠田隆興³¹や佐久間正節³²などもいたようである。しかし、ドイツ語の日本人助教師が10人から12人もいたとは考えにくいので、おそらく教員以外に年長の生徒やドイツ学入門者などが「稽古」を受けていたのだと思われる。計算書の元になっている19ヶ月の期間で確認したように、南校の一般の生徒への授業はカデルリーの場合明治4年8月中旬まで行われたものと考えられるが、ドイツ語塾で教えた日本人の履歴には明治4年10月までカデルリーに師事したという鈴木孝之助のような人がいるから、助教師といっしょに課外授業に出ていたものと思われる。『ブレンワルト日記』(本稿3章参照)にスイス総領事ブレンワルトがカデルリーの授業を明治4年9月20日に見学しているのも助教師向けの授業だった可能性がある。上村(1985b)が明らかにしているように、明治初年のドイツ語塾でドイツ語を教えた人たちの中にはカデルリーにドイツ語を学んだひとが何人もいるが、年齢を見ると、明治4年の時点で20歳以上のひとが多い。学制改革前の南校には生徒数が1000人あったと言われているが、生徒の年齢についてはクニッピングやフルベッキは次のように書いている。「洋学校に入学した時には、学生の一部はすでに二十歳を超えていた。それに、何人かの学生は結婚していたのである。」(『クニッピングの明治日本回想記』、p.133)。大学南校でドイツ学が始まる前の開成学校時代についてと思われるが、フルベッキはフェリスあての書簡の中で、20歳どころか、40歳までの生徒がいると書いている。「大

学には七〇〇から八〇〇の間で年齢は八歳から四十歳まであります。年長の学生の多くは助手として働いています。」(『フルベッキ書簡集』、p.167、1869年12月29日)。学制改革後の、一旦閉鎖された後の新生南校は15歳以上20歳以下と年齢制限が課され、学生定員も500名とされた。学制改革で退学を余儀なくされ、後にドイツ語塾のドイツ語教師へ転進したひともあったのかもしれない。この日本人の助教師への授業であるが、カデルリーは、長官に命令されたわけではなく、自分自身の考えで行ったから、超過勤務分の請求金の要求には絡めないと述べている。カデルリーは日本人ドイツ語教師への追加の授業を後から採用されたドイツ人教師にも要求したようで、クニッピングは回想記の中で、「さて、最初の年は、授業時間は九時から十二時までと、午後一時から四時までであった。私はそのあと、なお四時から五時まで助教師を教育しなければならなかった。一日七時間というのは日本の夏ではとても長い時間だった。というのは、午後になると気温はしばしば三十度を越すのである。カデルリーが退くとともに、この七時間制はなくなった。」(p.107)と書いている。大学南校で行われた日本人助教師やドイツ学入門者への授業はカデルリーの功績として見なしてよいものと思われる。

(e) の外務省のためにロシア語文書を日本語に翻訳したというのは、カデルリーの伝記に2年間ウラルに滞在し、5年間かけてシベリアを縦断したとあるので、ロシア語ができたためであるが、「外務省ノ為露西亞ヨリ来レル種々ノ公書類ヲ日本語ニ反譯イタシ候事」(書簡)とあり、日本語が出来たのだろうか。『カデルリー文典』には日本語がまったく出て来ないし、カデルリーが作成したと思われる *Die ersten Lectionen der deutschen Sprache* には一切日本語が使われていない。1871年の大学南校のドイツ語教材は2種類が静岡県立中央図書館 葵文庫に現存するが、日本語がローマ字で使われている点が1870年の上記の2冊と対照的で、城岡(2006)では、1871年の教材は、いわゆる『ワグネルの万国史』だけでなく、もう一方の教材もワグネルが関わった可能性が高いのではないかと推定した。なお、ロシア語文書の翻訳については、外務省から一枚あたり2ドルを翻訳時にもらっていたようである。請求金事件の記録の「フルベッキ意見」に「カドリー氏右反譯一枚毎ニ二ドルラルノ脩金ヲ得ルナレハ假令少ナクトモ別段ニ脩金ヲ願望セスシテ右ヲ以テ足レリトスヘシ」(公、太)とある。

(f) で述べられている体育館や体育用具の図を描いたというのは、なかなか興味深い事実である。洋学を取り入れた当時の明治初年の学校では、早くも体

育施設や用具まで西洋に習おうとしていたらしい。「健康術（シムナステック）稽古場及ヒ健康術ニ用フル諸道具等ノ画図并ニ雛型制作ノ事」とあり、運動場や体育用具の絵を描いたり、体育用具の見本を作製したようだ。また、「学校ノ為メ種々書籍并天文究理術等ノ機械及ヒ地図等ヲ取寄荷ヲ開ラキ器械ヲ組立」とあり、学校用の書籍や天文・物理関係の機材や地図を注文し、届いた機材を組み立てたことが分かる。学校に必要な書籍を注文することなどでカデルリーが貢献したことは学校側も認めていて、そのために、明治3年10月には、フルベッキとともに贈り物をもらったことが公文書の記録にある。「右兩人儀者教導方格別勉勵且ハ外教師雇入方并書籍買入方周旋等引受仕候ニ付右為挨拶フルベッキヘハ大凡金貳拾両之品カデルリーヘハ同拾五両程之品御国産之内見計差遣シ申度尤右ハ校金ニテ賄可申此段相伺候也」（公：大学伺い弁官あて、明治3年10月）。

なお、請求金事件の記録ではカデルリーは自分の功績を事細かに数え上げているわけであるが、不思議なことに、独和辞典編集事業のことは一言も触れていない。日本で最初の独和辞典はカデルリーが南校をやめた翌年の明治5年にいっきに三種類も出版されているが、大学南校時代にも当然独和辞典の必要性は理解されており、事実、独和辞典編纂事業が大学南校で相原重政を中心に行われたと言われている。「明治四年三月になって、太政官から大学大丞加藤弘之に対して独和辞典編纂を委託した。そこで大学南校では独逸語教師瑞西人カデルリーの助力を得て、独逸語教官に半日ずつ課業としてその編集を命じた。」（鈴木 1975:86）。カデルリーの計算書や書簡にはまったく独和辞典の話が出てこないところを見ると、カデルリーはほとんど作業を行っていないか、仮にカデルリーの協力があったのは事実だとしても、カデルリー自身はそれを辞書作成のためとは意識していなかったのではないだろうか。もっとも、山岸（1939b:3）によると、独和辞典作成についての南校文書に「雇独逸教師瑞西人カデルリー儀来ル十一月二十六日迄ニテ御雇期限満御暇被下候ニ付テハ未ダ壹ヶ月ハ期限相残居り候得共同人ハ辞書編輯ニ相掛り」（文部省あて、明治4年10月12日）とあるらしく、これでは、独和辞典の編集作業を始めたといっても、カデルリーの満期解雇が決まってからの話で、勤勉なカデルリーでもやる気が起こらなかったらうし、1ヶ月ちょっとでそれほどのことができるはずもないと思われるのである。

3. スイス総領事ブレンワルトの日記から

『ブレンワルト日記』を入手してみると、カデルリーの記述がかなり含まれていた。二人の間には一時期かなり親密な交流があり、それが、最後は、また疎遠になったようである。『日記』にカデルリーの名前が出てくる日数を月別に数えると親密さの変化が読み取れる。西暦が使われているので、和暦とは異なることに注意されたい。

『ブレンワルト日記』でカデルリーを含む記載の月別分布

【1871年】 2月…………… 1日 (20日)

7月…………… 1日 (18日)

11月…………… 5日 (2日、13日、24日、25日、26日)

12月…………… 6日 (4日、5日、6日、12日、16日、17日)

【1872年】 1月…………… 6日 (2日、9日、10日、15日、19日、26日)

2月…………… 3日 (1日、17日、18日)

3月…………… 7日 (1日、3日、5日、9日、13日、24日、31日)

4月…………… 0日

5月…………… 2日 (2日、22日)

6月…………… 1日 (14日)

7月…………… 2日 (2日、22日)

カデルリーがシイベル・ブレンワルト商館内にあったスイス総領事館にはじめて現れたのは、1871年2月20日のことであり、このとき日本政府との契約を総領事館で登録している („Jakob Kaderly (Bern) ³³, [...] lässt seinen neuen mit der Regierung abgeschlossenen Contract auf dem Konsulate registriren.“)。一緒に朝食をとっているが、まだ両者の親密な関係は始まっていなかったようだ。5ヶ月後の7月18日にしても、日本政府との半年契約が更新され、それを記録するための訪問である。当時は領事館で契約書の記録ということもできたようだが、この契約書がどこかに残っているのかもしれない³⁴。1871年11月2日(明治4年9月20日)にはブレンワルトは開成所(ブレンワルトは南校のことを幕末の名称でKaiseidshio³⁵と記している)にカデルリーを訪ね、授業や小テストの様子を参観している („Donnerstag den 2. November. [...] Vormittags besuchen wir Kaderly (im Kaiseidshio), er hat gerade Unterricht u. lässt die Klasse ein kleines Examen vor uns ablegen.“)。文部省が明治4年7月に出来て、学制改革の大うねりがすでに始まっており、南

校は一時閉鎖されつつあった時期なので(本稿2章参照)、9月20日の授業が南校の一般生徒への授業だったのか³⁶、日本人助教師への授業だったのかは不明である。いずれにしても、この時からカデルリーとブレンワルトの二人は食事を共にしたり、射撃大会(1871年12月17日)に参加したり、クラブでの音楽の夕べ(1872年3月9日)を楽しんだり、二人の関係はスイス総領事とスイス国民という関係から友人関係に入ったと見ることができる。日記でカデルリーの名前が出てくることもかなり多くなっている。

前章で扱った請求金事件の発端との関わりを『ブレンワルト日記』からまとめておこう。1871年11月13日にブレンワルトはカデルリーと朝食をともにしているが、解雇のことはまだ何も書かれていない。11月24日に夕食をいっしょにとった際に、カデルリーから南校から解雇されることになったことと1700ドルの超過勤務分の給料を請求することが語られている。11月13日と11月24日のあいだに解雇のことがはっきりしたものと思われるが、当時の和暦に直すと、明治4年10月1日と明治4年10月12日のあいだということになる。『公文録』や『太政類典』に記録されているカデルリーからブレンワルト宛の書簡は明治4年10月21日付けだから、いきなり書簡が書かれたわけではなく、すでにブレンワルトはカデルリーが日本政府に対して超過勤務分の請求をすることは知っていたことになる。カデルリーの南校満期解雇の日付は明治4年11月26日だったことが分かっているので、1ヶ月以上前に契約の更新がないことが分かったようである。ブレンワルトという人の性格なのか、『ブレンワルト日記』には個人的な見解が述べられることはなく、彼がカデルリーの請求金事件のことをどう考えていたのか、それらしきものは何も書かれていなかった。

ブレンワルトは請求金事件で外務省との交渉を引き受けることになったが、それだけでなく、高島嘉右衛門(日記では一環してTakashimayaつまり「高島屋」と屋号で記載されている)をカデルリーに紹介している。カデルリーは高島が経営に乗り出すことになる市学校(高島学校)でドイツ語とフランス語を半年間教えることになった。高島がブレンワルトと知り合ったのは、横浜のガス燈建設を通じてである。横浜のガス燈は、当初、ドイツのシュルツェ・ライス商会が神奈川県にガス燈建設の申請を行ったが、高島はこれが日本の国益に反するとして横槍を入れて、横浜在住の外国領事の会議などを経て、高島が頭取を務める日本社中が建設することになったものである。ガス燈建築事業は、最終的に高島の手落ちるのであるが、スイス総領事のブレンワルトの協力が重要な役割を果たしたようだ。ブレンワルトはガス器材の輸入の一手引き受け

と引き換えに協力を申し出たのである。また、器材の輸入を担当しただけでなく、上海のガス燈建設を行っていたフランス人技師ペルグレンを紹介したのもブレンワルトである³⁷。高島学校と通称で呼ばれる横浜の市学校の話に戻ろう。

「1871年11月26日日曜日。高島屋とカデルリーは午前中いっぱいかけて教員の件の話し合いをした。高島屋は江戸で大きな学校を持っている福澤という男³⁸が参加してくれば、カデルリーを雇う気になっているようだ。高島屋はカデルリーに福澤への手紙を渡して、カデルリーが明日福澤のもとに出かけることになった。」(„Sonntag den 26. November 1871. Takashimaya u. Kaderli sind den ganzen Vormittag da u. besprechen die Lehrerangelegenheit. Takashimaya ist geneigt ihn anzustellen, wenn ein gewisser Fkusawa in Yedo u. der dort grosse Schulen zu haben scheint, darauf eintritt. Takashimaya gibt ihm nun ein Schreiben mit an Fkusawa, welchen Kaderly morgens aufsuchen wird.“)。高島学校の開校は明治4年12月19日とされているから(米山1996:31)、高島とカデルリーの話し合いは明治4年10月14日のことなので、学校設立の2ヶ月ほど前のことになる。「12月6日水曜日。学校のことのでわたしは高島屋とカデルリーと長時間話した。カデルリーが6ヶ月教えてみて、学校がうまく行けば、その後のことを話し合うことでふたりは合意した。この6ヶ月のあいだ、カデルリーは月給150ドルと無料の住居の提供を受けることになった。月給150ドルについては、学校がカデルリーに50ドルを支払い³⁹、高島屋個人が100ドル出すことになった。この後、カデルリーは江戸の福澤の了解をとらなければならないが、福澤は50ドルなので、100ドルについては内緒にしなければならない。」(„Mittwoch den 6. December. Habe eine lange Unterredung mit Takashimaya u. Kaderly wegen der Schule, sie kommen neu überein dass Kaderly eine Probe von 6 Monaten durchmacht, wenn sich dann die Schule gut macht so wollen sie sich neuerdings arrangieren. Für diese 6 Mte erhält Kaderly \$ 150.- pro Mt u. freie Wohnung, d.h die Schule zahlt ihm \$ 50.- u. Takashimaya aus seiner Tasche \$ 100.-. Kaderly muss nun noch mit Fkusawa in Yedo sich weiter verständigen u. da dieser nur \$ 50.- erhalte u. von den \$ 100.- darf er nichts wissen.“)。慶應義塾の福澤諭吉を50ドルで高島学校で雇おうとしたことが分かるが、『高島翁言行録』(p.174)には「其報酬として尊息二名の洋行の学資を供せんと」したことが書かれているから、交渉の過程で、月給以外の報酬も申し出るなどしたようである。結局、福澤自身は求めに応ずることはできないとして弟子の中か

ら荘田平五郎、小幡甚三郎、村尾某が招聘されることになった。

カデルリーは高島学校の設立時からのメンバーで、6ヶ月の試用期間といふことで、場合によっては再契約もあり得るという条件だったようだが、結局、再契約はされずにカデルリーはアメリカに旅立っている。米山（1996：35）によれば、高島は長期間学校経営をするつもりはなかったらしい。明治5年10月21日には神奈川県権令大江卓あてに高島から願書が出され、「学校設立から僅か10カ月にしてその学校を手放そうとしていることがわかる」のだというから、カデルリーの再契約などあり得ない状況だったのかもしれない。なお、高島学校でのカデルリーの活動については『日記』は高島の希望を入れてカデルリーが二人めの英語教員として南校教員を紹介しようとしてこの教員に手紙を書いたことが書かれているぐらいである („Dienstag den 5. Merz.[...]Da Takashimaya noch einen zweiten Lehrer für englisch hauptsächlich wünscht, so empfiehlt Kaderly ihm einen gewissen Major der jetzt in Kaisedjio ist u. welchem Kaderly heute noch schreiben wird.“)。このあっせんが実を結んだかどうかには日記は触れていない。

さて、1871年12月6日の日記にカデルリーは無料の住居の提供を受けることになっていたが、横浜の高島嘉右衛門宅を一人で使わせてもらうことになるのだが、入居は1872年1月26日で、それまで一時的にブレンワルトと同居している。同居が始まったのは日記によると1872年1月9日 („Kaderly zieht bei uns ein.“)であるから、2週間ちょっとの間ブレンワルト宅（たんにシイベル・ブレンワルト商館内ということかもしれない）に滞在させてもらったことになる。高島宅に転居後はブレンワルトがカデルリー宅を訪問しているようで、日記では3月中に3件（1872年3月1日、3月3日、3月13日）確認できる。3月1日の訪問では、Hanabusa（花房外務少丞）を連れて行っている。他に Motono と Wooyeno という日本人がカデルリー宅を訪問しているが、花房との関係で探すと、外交官の本野盛亨と後に神奈川県権令になる大江卓だろうか。このときの日記の記述で、カデルリーの収集した石や鳥などを見学したことが書かれている。2月18日付けの日記にもカデルリーが美しい鉱物標本で家を飾っていたことが書かれている („Sonntag den 18. Februar. Besuche heute zum ersten Male Kaderly bei Takashimaya , der sich dort ganz gut eingerichtet u. schöne Mineral. Sammlungen aufgestellt hat.“)。伝記には日本の奥地を何度も調査して („mehrere Reisen in's Innere des des Insellandes“)、1580点もの日本産鉱物を集めたことが書かれている。この1580点の鉱物標本は日本政府

が買い上げようとしたが手放さず、サンフランシスコに着いてから、ウッドワード博物館に貸与したのだとも書いている。城岡（2007）では、日本の奥地を何度も旅行したことも、日本産鉱物を 1580 点も集めたことも疑わしいと書いた。鉱物標本については、日本産のものとは思われないが、カデルリーがそのようなものを実際に所有していたことが明らかになった。日本政府の買い上げ希望の件も、花房らが冗談で言ったことを元にしていたのかもしれないが、日記から確認することはできない。いずれにしても、このように頻繁に行き来していたブレンワルトとカデルリーであるが、1872 年 3 月 31 日にいっしょに東海道をドライブしたのを最後に（乗り物を前提とする *fahren* という動詞が使われているので、馬車か、1868 年頃から利用が始まりいっきに普及したと言われる人力車で行ったのだろう）行き来が途絶えている。4 月には日記にカデルリーはまったく出て来ないし、5 月以降は外務省でカデルリーの件を話し合ったりしているだけで、ブレンワルトとカデルリーが会ったことを示すような記述はない。1872 年 3 月 24 日には外務省で花房少丞とカデルリーは会って話をしているから、請求金事件の件がカデルリーの思惑の通りには行かないことが分かってきた頃だろうか。このあたりから二人の関係は冷え込んだようである。ブレンワルトがカデルリーのことで外務省となんらかの交渉をしたことが日記に記載されている日付を追ってみると、1872 年 3 月 24 日以前では 1 月 19 日しかなく、ブレンワルトの総領事としての支援体制にカデルリーが不満をもったということもあったのかもしれない。1872 年 4 月以降、両者の関係が疎遠になってしまった後は、外務省で寺島や花房とブレンワルトはカデルリーの件でも話し合っていることが、5 月 2 日、5 月 22 日、6 月 14 日、7 月 2 日の日記で確認できる。

明治 5 年 5 月 2 日に寺島外務大輔と会ったときの日記からカデルリーに関連する箇所を抜き出すと、„Donnerstag den 2. Mai. Besuch bei Terashima, [...] Wegen Kaderly's claim macht er wenig Hoffnung, verspricht mir aber, nochmals mit dem Mombusho einen Versuch zu machen, damit sie ihm etwas bezahlen.“（「1872 年 5 月 2 日木曜日。寺島を訪問。カデルリーの訴えの件では期待を持たせてくれなかったが、もう一度文部省と折衝して、カデルリーに何がしかが支払われるようにしてみるとということだった」）。これでは支払いはまだ行われていないことになるが、1872 年 5 月 2 日は明治 5 年 3 月 25 日である。文部省が腹を決めて、最終的伺いを正院に出すのは明治 5 年 4 月 5 日である。ブレンワルトは花房外務少丞ともカデルリーの請求金のことで 3 回（1872 年 5 月 22 日、6 月 14 日、7 月 2 日）話している。いったんは 850 ドルを支払う

と1872年5月22日に言っていたものが6月14日には500ドルになり、この時ブレンワルトが600ドルにしてほしいと交渉して、断られたことが日記に書かれている („Freitag den 14. Juni (Fortsetzung).[...]Hanabusa sagt dass sie an Kaderly \$ 500.- bezahlen wollen, ich versuche \$ 600.- herauszudrücken, wird aber refusirt.“)。1872年6月14日とは明治5年5月9日であり、すでに公文書における最終決定は下っているはずであるが、この時点ではまだ支払いは行われていないようである。この500ドルの支払いは『公文録』と『太政類典』での最終的な文部省伺いの金額である。おそらく、この500ドルがカデルリーに支払われたものと思われるが、支払いが実際に行われたかどうか、またいつどのように行われたのか、『ブレンワルト日記』にも公文書にも記録がない。

7月22日月曜日に(伝記によると46歳の誕生日である)カデルリーはアメリカに向けて旅立つが、ブレンワルトに挨拶もせず、高島嘉右衛門の見送りで出航したことが『日記』に記されている („Montag den 22. Juli. Kaderly verreist heute mit der "Japan" nach America, ohne jedoch bei uns Abschied zu nehmen. Takashimaya hat ihn an Bord begleitet.“)。

4. 南校を解雇された理由と『東京大学百年史』の記述について

最初のお雇いドイツ語教師カデルリーはなぜ約23ヶ月で、南校に再契約されずに解雇されてしまったのだろうか。城岡(2007)の脱稿後に『東京大学百年史』(通史1、1984)にカデルリーについての記述がかなり含まれていることに気付いて、あわてて追記で『百年史』の解釈には違和感を感じるという私見を述べたが、『百年史』が利用したであろう資料で未見のものもあり、十分に論じていなかったと思われるので、ここであらためてカデルリーが解雇された理由を論じておきたい。

『百年史』の説は、大木喬任文部卿が南校のお雇い外国人教師のうち教授不適格者については契約切れで再雇用しないという方針を打ち出し、意見書の中に南校の全16名の外国人教師の半数の8名を選び出し、この中にカデルリーの名前がないが、「仏ガロー」と書いてあるのが、「契約日等から瑞人カデルリーの誤りと見られ」るのだというものである。この大木喬任の意見書なるものがどこにあるのか城岡(2007)の追記を書いたときには不明だったが、その後の調査で、『公文録』の「外国教師精選ノ上雇入ホール外八名雇替伺」という件名の記録にこの「大木喬任文部卿の意見書」とされた正院への伺い文書が含まれることが分かった。『太政類典』の「外国教師精撰更ニ仏人リヘルロールヲ雇入

附カローノ解約ヲ止ム」という件名の記録にも同一内容の記録が含まれるが、こちらには、「格別下等ノ教師」として契約途中の解雇を考えていたガローについて、その後、解約は中止するという文書も含まれている点が異なる。細かい点の違いでは、『太政類典』では大木文部卿の名前は削られ、単に「文部省伺」となっていて、正院あての伺いであることも記録されていない。

さて、記録には「追々期限可相済之教師」、つまり、今後契約期限終了後に再契約しない教師として8人のお雇い教師のリストがあるが、『公文録』から問題のガローとカローの部分引用しておこう。

三百弗 佛 ガロー

右ハ未十一月廿六日迄ニテ相済

二百五十弗 同 カロー

右来申三月廿日迄ニテ同断ノ處格別下等ノ教師ニテ今般学制改革致候ニ右様ノ者其儘イタシ置候テハ全体ノ気配ニ關係イタシ其栓無之二付今般御暇相成度尤期限済迄ノ月給ハ條約ノ有之候ニ付今般御暇相成節一同御渡不相成候テハ不相済候事

上のガローは月給が300ドルという点と11月26日が契約期限という点がカデルリーと一致している。名前がおかしい他、佛人というのも間違っている。ガローとカローという瓜二つの名前の二人の南校お雇いフランス語教師がいたわけでもなく、ガローはカデルリーのことで、カローがガローのことであるという『百年史』の推定はおそらく正しいだろう。しかし、そもそも誰がどのような基準で8人を選び出したのか不明であるし、この8人の中には、実は、ドイツ人のクニッピングも入っている。クニッピングは明治5年3月13日を最後に契約更新はしないと書いているが、翌年、クニッピングはフルベッキのところへ伺いにいって、あっさり二年契約で更新している。『クニッピングの明治日本回想記』に「一八七二年の初め、私が結婚できるように契約の延長、即ち二年間の更新をヴァーベック氏のところに願いに行った。その件は五月の初め〔明治五年三月〕に確約を得、それで私の地位は一八七四年まで安泰となった。」

(p.113)。外国人教師の「精選」や「淘汰」といっても、確固たる方針ではなかったことを思わせる。とはいえ、この文部省伺いが10月9日に出たばかりであり、この出たばかりの方針によって、カデルリーの契約更新がされなかったということはあるかもしれない。当時の南校のドイツ語お雇い教師は4人いたと考えられるが、ホルツはプロイセン政府派遣、ワグネルは博士号とギュムナジ

ウムの教員資格を持つ。この二人が再契約はしない教員リストにはなく、カデルリーとクニッピングが入っているということで考えるなら、大卒などの学歴を証明できるかどうかなどの形式的な基準で機械的に決めたものだったかもしれない。クニッピングが元航海士で、大卒ではないが、ギュムナジウム卒業後に商船学校を出ていて、勉強家であり、お雇い教師のあとは中央气象台に勤めて、日本最初の天気予報を出した人である。文部省の考え方は教育現場での意見やフルベッキの意見をよく反映したものではなかった可能性もある。

ところで、外国人教師の「淘汰」や「精選」は、大木喬任の個人色であったとも言えない。すでに大学（文部省の前身）も明治4年4月25日に弁官あての伺いを出して、同様のことを述べているからだ。

是マテ南校御雇教師ノ儀多クハ横浜辺在留ノ者ニテ教導順序不心得ノ者モ有之不都合ニ付約條期限後ハ可成米英等ヨリ適當ノ教師相招キ候様取計申度御聞届ノ上ハ夫々申越候様仕度此段相伺候也（太、「大学南校雇入教師横浜在留等ノ者ニテ教導未熟ニ付米英本国ヨリ撰択ス」）

大学で出していたものは「教導順序不心得ノ者モ有之」と教育内容の問題を指摘し、なるべく米英などから適当な教師に来てもらうようにしたいと述べていたのに、文部省の伺いでは、「是迄御雇入ノ教師中ニハ教授免許ノ證書モ無之其学力生徒ニ□モ不及者有之」と資格の問題にすりかえられてしまった可能性がある。

『東京大学百年史』（通史1、1984）では、さらに、「当初は [...] 賞賛され、度々増給を受けたカデルリーが、学問の進展の前に不必要な存在として解雇されるに至り、感情の行き違いから、右の課外の活動や教科書作成に対する報酬を要求して大学側と対立するという悲劇を生み出すこともあったのである」（p.193）と述べている。しかし、学問の進展というが、中等教育であった当時の南校のドイツ語教育を前提にした記述とは到底思えない。週休1日で、毎日6時間の授業を持ち、その後に日本人助教のために1時間の追加の授業を行い、23ヶ月のドイツ語お雇い教師の期間に3冊の教科書を執筆し、他にも、毎週、大学大丞の加藤弘之と大学東校の司馬凌海にドイツ語の個人レッスンをほどこし、外務省のためにロシア語文書の翻訳なども行ったのであるから、勤勉で有能な教師であったことは間違いなく、「学問の進展の前に不必要な存在」になったという解釈はあり得ないのではないだろうか。南校が4回めの最終契約期間においてもカデルリーに信頼を置いていたことは、専門学校設立計画が持ち上がった

ときに、フルベッキの時期尚早という懸念にかかわらず、南校から文部省に、フルベッキを法律講師として、カデルリーとグリフィスを理学講師として高等教育機関である専門学校を設立したいという願いが出されている⁴⁰ことから分かる。これは文部省が出来てからのことであるから明治4年7月以降のことであり、カデルリーの解雇が決まる時期とそれほど違わない時期のことと考えられる。もっとも、カデルリーは、学歴については、大学を卒業していないだけでなく、正式な中等教育も受けたとは考えられない。伝記に基づく小学校卒の学歴であったと考えられるから、期待された理学講師としての任に堪えられたとも思えない。理学講師としてなら、二人めのお雇いドイツ語教師だったワグネルの方が、博士号もあり、ギムナジウムの上級教員資格もあり、はるかに適任であったことも間違いないと思われる。しかし、南校や文部省がカデルリーの学歴をどのように把握していたのか、判断する材料はない。

ドイツ人ではなくスイス人であったこともカデルリーの南校での立場に不利であったかもしれない。カデルリー後に採用されたドイツ人の同僚（ワグネル、クニッピング、ホルツ）との関係は、カデルリーだけがスイス人であったこともあるだろうが、必ずしも良好ではなかったかもしれない。『クニッピングの明治日本回想記』のカデルリー評は「基礎的知識のうわべを授けることには熟達していた。といっても、それは大したものではあり得なかったが。というのは、ドクトル・ヴァグナーがしばらくの間〔カデルリーと平行して〕クラスを持ったあと、カデルリーは引下って横浜で私塾を開かなければならなかったからである。」(p.102)である。また、クニッピング家のホームドクターでもあった東校のミュルレルは、クニッピングからの受け売りだったかもしれないが、『東京一医学』で南校のドイツ語教育について「ドイツ語による授業は、例えばスイス人によって行なわれたり、デンマーク人によって行なわれたりした。そのスイス人はドイツ語を正しく読むことも書くこともできなかったし、両人の話すドイツ語は、かれらの生国のお国訛り丸出しであった」(p.51)と書いている⁴¹。

さらに、カデルリーは頻繁に昇給交渉をする人だったらしく、その強い昇給希望が雇用者側に再契約の意欲を失わせた可能性もある。短い期間に2度増給しているのである。カデルリーは23ヶ月のお雇いドイツ語教師のうちに4回契約書を交わし、そのうち2度50ドルずつ増給している。最後は月給300ドルだから、教頭フルベッキの半額の給料に過ぎないが、南校でも多い方になるようだ。そもそも、当初は月給100ドルでもいいと自分から言っていたらしいことも請求金事件の文部省とフルベッキの文書に見える。「最初同人御雇入相成候節

ハ自分ニモ給料一ヶ月百元ノ積ニテ有之候處其節米人ウイルソン氏一ヶ月二百ドルニテ御雇入ノ條約ニ相ナリ同人儀モ之ト格別学力甲乙モ之レ無ク、故格別ノ公論ヲ以テ態ト此方ヨリ給料二百ドルト相定メ御雇入相成候事ニ候然レハ二百トルノ給料モ同人ニ於テハ望外ノ恩典ニ可有之」(公、太:外務省への文部省回答、明治4年12月)。「カトリー氏最初當校ノ教師トナルヘキ時始メ六ヶ月間一月百ドルラルノ給料ニテ奉職スヘキ旨自ラ約定ヲ結ヒタルカ其時南校ニアル外国教師ノ最モ下等ナルモノ一月二百ドルラルヲ得ル、ナレハ「カトリー氏ノ給料モ其レニ準シ増加アリシカ」(公、太:フルベッキの意見書、明治5年2月)。

一度めの増給もいったんは大蔵省に考え直すように言われたことが『御雇教師部類』にある。(明治3年)6月7日に大学南校から大蔵省に「学業熟達之者ニ付」と願い出ているが、大蔵省の6月8日の回答は「御書面月給増之儀ハ無之様御取斗相成度」と再考を促している。大学南校はこれに対して即日返信し、「外教師トモ違ヒカテルリー儀者最熟達之者ニテ五十弗相増候テモ猶不足トモ存候位故今一應御評議被下度存候也」と述べ、大蔵省の了承を取り付けている。この最初の昇給からから1年も経たないのに2度めの増給になっているが、当然、すんなり行ったわけではない。250元から300元の増給のことも『公文録』と『太政類典』の両方に記録されているが、『太政類典』から引用しておこう。

「大坂開成所教師英人ゼームス⁴²、グリーン并独逸学教師カデルリー増給雇継」(太、明治4年5月3日)である。「学業モ宜敷加之教導方勉強不一方嘗テ病氣ニテ両足疾痛甚敷候節杯両杖ニテ教場へ出席勉強致其外正課外教官質問相受ケ且初学ノ読本自ラ著述相授ケ候次第真ニ教導ニ心ヲ用候儀不容易筋ニ付猶六ヶ月傭増是迄給料毎月貳百五拾元ノ處今度五拾元相増三百元ツ、相渡候様有之度教師フルベツキヨリ此段願立候ニ付別段ノ譯ヲ以テ右之段御許容有之度此旨相伺候也」(大学、明治4年4月23日)のように書かれていて、教育熱心なこと、病気で両足が不自由になっても二本の杖を使い授業をしていたこと、正課外で教官の質問を受けていたこと(カデルリーの言う日本人助教師への授業のことだろうか)、初歩の読本などを著述したことなどを理由に増給を願い出ている。これに対して、大蔵省は、大学(文部省の前身)に対して「教導勉励ハ至當ノ事ニ付雇次候共増給ニハ及間敷」と、教育熱心は当然のことであり、それを理由とした増給には反対している。大学は、再度、この時いっしょに問題にされている大坂(大阪)開成所のゼームス・グリーンとカデルリーの二人のお雇い教師について、「次雇出来兼候ハ、一般廢業ニモ可立至段實以不都合ノ儀ニ付」と、再契約できないと大変なこと(「一般廢業」)になるという内容の申し立て

を行い、これに対して、大蔵省は、「此度限伺ノ通御聞届已後雇次候節ハ格別勤功有之者へハ御賞與相成リ漫ニ増給無之様□ト御達シ有之度此段申遣候也」と回答し、このような増給は今度限りで、今後は功労があっても、賞与の形にして、増給は避けるようにと通知している。

結局のところ、勤勉で、有能で、病気になるまで刻苦勉励したカデルリーの再契約がなかった理由は種々考えられはするが、絞りきることはできないというのがわたしの結論である。カデルリー自身の見方は、請求金事件の花房外務少丞の応接で彼自身が述べている「何報酬モナク却テ放逐セラレシハ全ク教師中忌ム人アリテ讒シタルヨリ起レリ」（公、太：明治5年2月26日）。「忌ム人」といっても実力者以外が忌んだところで何も起こるはずはなく、契約延長の問題にまで決定的な役割が果たせたとなると、相手は有力者でなければならない。おそらくフルベッキのことであろう。フルベッキはカデルリーの請求金問題での意見書で「⁴³カドリー氏ヲシテ五年間職ヲ任シ然ル後暇ヲ遣ハスニ至ツテハ其年限中職務外ノ事業ヲナセシ給料トテ別ニ一万ドルラルヲ望ムヘキナルヘシ然シサナクトモカク運ヒニ移リシナリ」（公、太）ということも書いており、カデルリーを3年契約で再雇用して、合計5年間雇うという話があったのをフルベッキが反対して潰したということも、他に明確な証拠はないが、この記述から十分考えられるのである。

5. おわりに

カデルリーの経歴については、詳しくは城岡（2007）に譲るが、なかなか面白い人生を送った人だったようだ。スイスのカントン・ベルンの小村リンパハ（Limpach）の貧農の生まれで、どうやら村の小学校が最終学歴であり、スイス最後の傭兵部隊の兵士としてナポリにいたかと思うと、クリミヤ戦争はフランス軍の兵站部で働き、ロシア、ポーランド、イギリス、アイルランドなど、多くの国を長期滞在しながら移動し、ウラルとシベリヤ経由で来日している。日本ではおそらく3年程度の滞在期間だったと思われるが⁴⁴、大学南校で日本最初のドイツ語のお雇い教師となっている。大学南校及び南校では、約23ヶ月間ドイツ語教師であったが、『カデルリー文典』という522ページもあるドイツ語教科書など3冊の教材を執筆した。『カデルリー文典』は後半部分を脱落させ、ラテン文字がドイツ文字に書き換えられ、文法の部分だけがその後も出版され続け、明治19年にも第3版が誠之堂から出版されている。教頭のフルベッキは、請求金事件では「其後日耳曼ヨリ遥ニ卓越ナル文典渡リタレハ今ニ至リ誰モカ

トリー氏ノ文法書ヲ用ユル者ナカリケリ故ニ之レハ全ク不用ノモノトハナレリ」⁴⁵
（「フルベッキ意見」、明治4年2月）と述べるが、『カデルリー文典』はフルベッキの辛辣な批評とは裏腹に明治中期までかなり利用された。入澤達吉の「明治十年以降の東大医学部回顧談」（『雲荘随筆』、大畑書店、昭和8年（1933））に「文典は大学南校教師のカドリーと云ふ人の著した独逸文典、其外シエーフエルの独逸文法書を使つて居つた」とあり、明治18年（1885）に増補2版の出た『東京留学案内』（下村泰大編、和田民之助補）には、神田同明町にあった医学予備校のドイツ語の教科書は『ヘステル氏 読本』と『カドリー氏 文法書』と書かれている。

カデルリーは、たった3年程度の滞日期間のわりには多くの足跡を日本に残している点で不思議な人であった。争いの記録であるにせよ、『公文録』や『太政類典』に大量の記録を残すことになった。最初のお雇いドイツ語教師であり、日本で最初の本格的なドイツ語教材を作成した人でもあったが、他のお雇い教師に先んじて国内旅行を申請した人であったという点でも、面白い人だった。さらに、城岡（2007）に書いたように、離日してから、アメリカ・カナダに向かうが、カナダではベルン出身の鉱物学教授と詐称して、日本からの学術遠征の帰りだと説明して回りの人を信じ込ませたようで、スイス移住者のための土地の鑑定をスイス人農夫を引き連れておこなっている。日本では短い期間に多くのことをしたという点で有能な教師であったことも間違いないが、ペテン師のような人であったという点も、やはり面白い人であった。

【主な参考文献】（本文や注で詳しく記したものは除く）

- 植村澄三郎（1914）：『吞象高嶋嘉右衛門翁伝』、非売品。
大橋昭夫・平野日出雄（1988）：『明治維新とあるお雇い外国人』、新人物往来社。
小関恒雄・北村智明訳編（1991）：『クニッピングの明治日本回想記』、玄同社。
Aufzeichnungen aus meinem Leben für die Kinder und Enkel という題名の未公刊の自伝を編訳したもの。
上村直己（1985a）：「最初のお雇い独語教師 大学南校教師カデルリー」、『日本古書通信』50巻4号、3-5。
———（1985b）：「明治初年の東京のドイツ語塾について」、『熊本大学教養部紀要』（外国語・外国文学編）20号、43-63。
———（2001）：『明治期ドイツ語学者の研究』、多賀出版。
グリフィス、W. E.（2003）：『新訳考証 日本のフルベッキ』、村瀬寿代（編訳）、

- 洋学堂書店. (William Eliot Griffis: Verbeck of Japan. New York; Chicago; Toronto: Fleming H. Revell, 1900)。
- 斎藤修一郎 (1908):『懐旧談』、青木大成堂、国立国会図書館近代デジタルライブラリーで公開されている。
- 城岡啓二 (2006):「1871年刊行の大学南校のドイツ語教材について」、『人文論集』57号の1、静岡大学人文学部、67-106。
- (2007):「日本最初のドイツ語お雇い教師カデルリー (1827 - 1874) というひと—スイスの貧農の生まれ、傭兵、家庭教師、冒険旅行家、「鉱物学教授」—」、『人文論集』57号の2、静岡大学人文学部、151-196。
- 鈴木重貞 (1975):『ドイツ語の伝来』、教育出版センター。
- 竹内精一 (1965):「我国に於ける独逸語の曙 (その一)」、『日本大学文理学部研究年報』14号、98-108。
- (1966):「我国に於ける独逸語の曙 (その二)」、『日本大学文理学部研究年報』15号、156-166。
- 竹内剛編 (2002):『NSHの歴史』、日本シイベルヘグナー株式会社。
- 田中梅吉 (1968):『日獨言語文化交流史大年表』、三修社。
- 釣 洋一 (2004):『江戸幕末・和洋暦換算事典』、新人物往来社。
- 寺田勇吉 (1919):『寺田勇吉経歴談』、精華学校、非売品。
- 中村 赴 (1976):「お雇外国人」、『英語事始』、日本英学史学会編、エンサイクロペディアブリタニカ、pp.200-202。
- 西堀 昭 (1979):「フランス語教育」、『横浜フランス物語』(富田仁編)、産業技術センター、83-100。
- (1988):『日仏文化交流史の研究』増訂版、駿河台出版社。
- (1996):「明治維新前後のフランス学について」、『限りなき視線』、望月芳郎中央大学教授退職記念図書出版委員会、75 - 90。
- ブレンワルト、カスパル(Brennwald, Caspar):Tagebuch. Typoskript, Archiv DKH, Zürich.
- ミュルレル、レオポルト (1975、原著は1888):『東京—医学』、石橋長英・小川鼎三・今井正訳、日本国際医学協会、非売品。
- 村瀬寿代 (2003):「フルベッキの背景」、『桃山学院大学キリスト教論集』、39号、55-78。
- 持田鋼一郎 (2003):『高島易断を創った男』、新潮新書。
- 山岸光宣 (1937a):『学窓夜話』、東苑書房。

- (1937b) : 「大学南校と独逸学」、『学燈』41 卷1号、2-5。
- (1939a) : 「日本に於ける独逸語研究の沿革」、『独逸文学』第三年第三号、171-191。
- (1939b) : 「大学南校文書の独逸学関係事項」、『書物展望』9 卷5号、384-388。
- ユネスコ東アジア文化研究センター編 (1975) : 『資料御雇外国人』、小学館。
- 横浜市瓦斯局編 (1971) : 『横浜瓦斯史 沿革編』。
- 米山光儀 (1996) : 「高島嘉右衛門の学校経営に関する一考察」、『慶應義塾大学日吉紀要』(社会科学)、7号、23-42。

【注】

- ¹ カデルリーの記録に関する限り、『公文録』と『太政類典』の記載の多くが同一内容であるが、『公文録』が書簡などはそのまま記録する傾向があるのに対して、『太政類典』は書簡の内容に対する見出しを付け、あて先を添え、生の書簡に編集を加えて整理しているという違いがある。
- ² 「円」が使われるようになるのはもう少し後のようだ。当時は、「元」「弗」「ドル」「ドルラル」などが等価として使われている。したがって、1750 元のことを別の文書では 1750 ドルとも言っている。メキシコドルがアジアの貿易通貨として流通していたようである。
- ³ 現在、日本シイベルヘグナーと同様、DKSH という企業グループの一員である。
- ⁴ もっとも暦の違いから明治 2 年 6 月は 1869 年 6 月にそのまま対応しないので英訳は誤訳を含む。
- ⁵ 大学の意見としてはもっともな内容であり、機会均等という立場から広く入学者を募集しようという意図が読みとれるが、弁官の回答は「不及御布告候事」となっていて、府や藩や県に布告は出さなくてもいいとしている。現代から考えると信じられないことであるが、初期の大学南校では、入試もきちんとやっていなかったらしい。「南校に於て、英仏独の語学生を募集するや、願書を徴するにあらず、体格を検するにあらず、学力の競争試験為すにあらず、而して募集期日に於ける志願者の到着順に従て、定員に満るまでの人員を採用するを例とせり、故に志願者は期日の前夜より校門前に群集し、以て明朝の開門時刻の来るを待ち、競ふて定員の列に加はらんとす」(寺田 1919:

- 14)。
- 6 『東京大学百年史』(通史1)では、「ドイツ学に関しては、明治二年十一月に大学大丞加藤弘之、権大丞内田正雄から大学校に出された建議の中でその重要性と共に、ドイツ人教師の招聘が説かれており(『公文録』)、同年暮にはドイツ語教師も採用されて、少なくとも翌三年二月には独逸教場も開かれている。」(pp.161-162)と書いている。明治3年2月としている根拠は不明。
 - 7 1人といっても、「先触れ」には、駕籠の人足が4人、荷物の人足1人、大学南校からの付き添いが3人と「小者」と書かれているから助手だろうか、これが1人、付き添いたちの荷物と思われる一両掛が二荷に必要な人足が2人であり、かなりの大所帯の旅行である。最終的には、ウキルソンとメーエルが加わり、駕籠と荷物の人足が10人程度増えるのだから、総勢20人以上で旅行したことになりそうだ。
 - 8 『太政類典』(第二編・明治四年～明治十年・第三十六卷・官規十・賞典恩典八)の「南校元雇教師瑞西人カテルソ一定約時間外勤務セル報酬請求」からである。
 - 9 『太政類典』には伺いのあて先の情報がないが、『公文録』に伺いの末尾にあて先の「正院御中」とある。
 - 10 当時の文書では、日本の時間と西洋の時間を区別する必要性もあり、「字」の漢字を西洋時として使われることがあったが、「時」と厳密に使い分けられているわけでもないようである。
 - 11 『太政類典』では「謝」ではなく「討」が使われ、「本ノマヽ」とルビが付けられている。
 - 12 「千八百七十一年」(公、太)は「千八百七十年」の間違ひではないかと思われる。書簡2では「凡ソ二十三ヶ月間毎日一字間ツヽ拙者ノ助教十人乃至十二人ノ者へ日々別段稽古ヲ授ケ候」と述べているので、「千八百七十一年」ではあり得ない。
 - 13 「纒」の字が『太政類典』では不明の字に誤記されている。
 - 14 「カドルリー」は『太政類典』では「カデルリー」。
 - 15 『公文録』では「七十」と誤記されている。
 - 16 『太政類典』では「謝酬」が「酬」である。
 - 17 『公文録』では「候テハ」が「候半テハ」と「半」が間に入っている。
 - 18 『公文録』は「セラレシハ」が「セラレンハ」になっている。
 - 19 『公文録』では「総領事」が「総領」になっている。

- 20 『公文録』では「請求」が「請拙」になっていて、「拙」の上に「本ノマヽ」のルビが付けられている。
- 21 「我両度ノ書簡」とあるが、記録には他に書簡1と計算書があるだけなので、公文書記録には収められていない書簡がもう一通あるのかもしれない。書簡1と計算書のことを言っている可能性もある。
- 22 『公文録』の「義」が『太政類典』では「儀」になっている箇所が他にもあるが、いちいち記述しない。
- 23 「御談合」は『太政類典』による。『公文録』では「御□令」と解読不明の文字を挟んで書かれ、「談合カ 本ノマヽ」とルビが付いている。
- 24 『公文録』では「ル」が「ハ」になっていて、「本ノマヽ」とされている。
- 25 『太政類典』では「相ツトメ候儀」。
- 26 『公文録』では「々」が「ニ」。
- 27 上村 (1985b : 44)。
- 28 10月24日という日付は国立公文書館の公文書「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書 転免病死ノ部」の加藤弘之の履歴書に出ている。
- 29 相原重政が開成所の独逸学出身であることが研究者の間でも知られていないようなので、詳しく書いておく。元治2年3月改の「開成所人名録」に教授手伝並出役として松波升次郎がいるが（「開成所人名録」は明治時代に編纂された文部省編の『日本教育史資料7』に再録されている）、この人が後の相原重政である。相原は「相原升二郎」という名前で明治初年の時習社の開学願書で引用されているので、「重政」以外に「升二郎」という通称系の名前があったことが分かるが、寺田 (1919) に「松波重政なる人あり、(後姓を相原と改め、内閣統計局審査官に至れり) 大学南校の中助教にして独逸語を以て知られたり」(p.13)とあり、以前の姓が松波であったことが分かる。したがって、松波升次郎(升二郎)が相原重政であろう。
- 30 城岡 (2006 : 105)。
- 31 東京府に提出された『開学明細書』には、「慶應元年丑年十二月開成所独乙学教授手伝並拜命」とあり、明治になって、大学南校少得業生になり、「同四未年七月文部省少助教拜命」で、「同年九月出仕罷免」と書いている。「開成所人名録」(注29参照)には篠田隆興の名前は見当たらないので、改姓改名しているのかもしれない。
- 32 東京府の『開学明細書』では、明治3年正月に大学南校に入門し、「カデリーえ従学」し、文部省ができて、学制改革に大きく揺れ始める明治4年7月に

「権少助教」になり、9月には罷免になっている。明細書には都合二カ年修業とあり、年齢も西34歳であったが、家塾の塾主となり、独逸学を教えたようだ。

- 33 日記の書き方から判断すると、Limpach (カントン・ベルンの小村) 出身のカデルリーはベルン出身と説明したらしい。姓についても正しい姓の Kaderli ではなく、『カデルリー文典』の扉でも使われている Kaderly が基本的に使用されているのが意外であった。城岡 (2007:185) では Kaderly は日本人や英米の同僚に分かりやすく英語式に変えた語形だと解釈したが、そうだとしたら、スイス総領事に対してもこの語形を使っていることの説明は容易ではない。実は、日記では Kaderli という語形も数は少ないが使われているが (Kaderly が 31 回に対して Kaderli は 5 回)、スイスでは -li で終わる姓が多いので、Kaderli の表記はブレンワルトの書き間違いという解釈もできるだろう。
- 34 スイス大使館にメールで問い合わせしてみたが、返事は得られなかった。
- 35 1872年3月5日の日記では Kaisedjio と表記している。
- 36 請求金事件のカデルリーの計算書では 1871年9月末まで、つまり明治4年8月中旬までを超過勤務の期間としてあげており、これ以降には通常の1日6時間の授業を行っていなかったと解釈できる。
- 37 『横浜瓦斯史 沿革編』には「瑞西領事ブレンワルトの斡旋によつて上海の瓦斯燈建設を行なつてみた仏蘭西人技師ペルグレンを招聘することとなり」(p. 90) とある。
- 38 慶應義塾の福澤諭吉のことである。
- 39 『資料御雇外国人』によると、『外国人雇入鑑』(外務省) のカデルリーの月給は「洋銀50枚」となっているらしい。洋銀50枚とは50ドル(元)のことだと考えられるが、『ブレンワルト日記』で実際は月給150ドルだったことが分かる。高島嘉右衛門は外務省に対しても虚偽の報告をしていることになる。ところで、カデルリーの月給ということでは、南校時代最終的に月給300ドルであったが、「高島嘉右衛門自叙伝」に高島学校のことに触れ、「教師には瑞西人カドリー氏を聘したり。氏は大学南校に七千弗の年俸を以て傭はれたる人にて、是に獨・佛語を教授せしめ」と書いてあるのだという(『横浜市史稿 教育編』、横浜市役所、1932、p.11)。月給300ドルでは年俸3600ドルにしかならず、高島の記憶違いでなければ、カデルリーが契約交渉を有利に進めるためにホラを吹いたものかもしれないし、高島が優秀な教師を招いたことを強調したくて事実をねじ曲げたものかもしれない。

40 『東京大学百年史』(通史1)、pp.177-178。

41 もっとも、ミュルレルは、『東京大学百年史』を含めて一般に人物や学識が高く評価されているフルベッキについても「手職は錠前師、日本の官庁の顔色を伺い、御機嫌取りに汲々とする以外、何の取柄もない人物」(p.51)と書いている。どうやらミュルレルはフルベッキの経歴が日本人に考えられているようなものでないことをどこかで知ったようである。近年、村瀬(2003:63)の調査により、フルベッキの出身地のオランダの「ザイストには初等教育の学校があっただけ」ということが分かったようであるし、「ザイストの公文書には、1849年にフルベッキはザイストで鍛冶屋(smith)をしていたとあり、1852年には鍛冶屋(ironsmith)の弟子奉公をしていたとの記録が残っている」のだという。こうしてみると、フルベッキもカデルリーも出発点の学歴の点では似たところがあったようである。二人とも優秀な人だったことも間違いなく、その能力は、遅れて近代化の始まる日本だからこそ発揮できたのだとも言えそうである。

42 この読点「、」は姓と名前の区切りとして使われていて、現代の読点の用法とは異なる。

43 カドリー氏の前に「を書いているのは、現代ならカタカナとひらがなの併用で不要であるが、漢字カタカナ文中で西洋人の名前の始まりを示しているものようである。当時は西洋人の名前の前後にかっこを付ける使い方もあった(図4参照)。

44 伝記によると1869年の春にアムール川河口のニコライエフスクから中国に向かい、その後来日している。来日の正確な時期は特定できない。離日は伝記と『ブレンワルト日記』に日付があり、1872年7月22日である。

45 山岸(1939b)は、東京帝国大学本部に残る南校文書を調査し、『カデルリー文典』の再版についてカデルリーから抗議を受けたことについて述べ、その関連で、「フルベツキ意見」からの引用とほとんど同一内容で、わずかに表現のことなる文書を見つけ、「シェーフェル等の文典が輸入されてから、最早カデルリーのものは売行全く杜絶した」のだらうと推定している。おそらく、フルベッキが書いたものが南校文書に伝わったのではないだらうか。しかし、これはフルベッキが請求金事件の中で述べた悪口雑言のたぐいに過ぎず、客観的内容の発言ではないことに注意する必要がある。